№1

令和8年

第2回能登町議会3月定例会議
議　案

能　登　町

令和８年 第２回能登町議会３月定例会議　議案

議 案 番 号	議　　案　　名	頁
議案第１５号	令和８年度能登町一般会計予算	別冊
議案第１６号	令和８年度能登町国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第１７号	令和８年度能登町後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第１８号	令和８年度能登町介護保険特別会計予算	別冊
議案第１９号	令和８年度能登町水道事業会計予算	別冊
議案第２０号	令和８年度能登町下水道事業会計予算	別冊
議案第２１号	令和８年度能登町病院事業会計予算	別冊
議案第２２号	令和７年度能登町一般会計補正予算（第７号）	別冊
議案第２３号	令和７年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	別冊
議案第２４号	令和７年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	別冊
議案第２５号	令和７年度能登町介護保険特別会計補正予算（第２号）	別冊
議案第２６号	令和７年度能登町水道事業会計補正予算（第２号）	別冊
議案第２７号	令和７年度能登町下水道事業会計補正予算（第３号）	別冊
議案第２８号	令和７年度能登町病院事業会計補正予算（第２号）	別冊

議案番号	議　　案　　名	頁
議案第２９号	能登町行政手続条例の一部を改正する条例について	５頁
議案第３０号	能登町防災会議条例の一部を改正する条例について	９頁
議案第３１号	証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について	１１頁
議案第３２号	能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	１６頁
議案第３３号	能登町放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の制定について	３９頁
議案第３４号	能登町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	４１頁
議案第３５号	能登町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	４９頁
議案第３６号	能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	５６頁
議案第３７号	能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	８５頁
議案第３８号	能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について	８８頁
議案第３９号	能登七見健康福祉の郷「なごみ」の設置及び管理に関する条例の廃止について	９０頁
議案第４０号	能登町高齢者等活動施設条例の廃止について	９２頁
議案第４１号	能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について	９４頁
議案第４２号	能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	９６頁
議案第４３号	能登町営住宅条例の一部を改正する条例について	９８頁

議案番号	議　　案　　名	頁
議案第４４号	能登町立公民館条例の一部を改正する条例について	１００頁
議案第４５号	請負契約の締結について	１０４頁
議案第４６号	請負契約の締結について	１０５頁
議案第４７号	請負契約の締結について	１０６頁
議案第４８号	請負契約の締結について	１０７頁
議案第４９号	財産の取得について	１０８頁
議案第５０号	公の施設の指定管理者の指定について	１１０頁
議案第５１号	公の施設の指定管理者の指定について	１１４頁
議案第５２号	公の施設の指定管理者の指定について	１１５頁
議案第５３号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	１１６頁
議案第５４号	能登町過疎地域持続的発展計画の変更について	１１８頁
議案第５５号	能登町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	１５６頁
議案第５６号	能登町固定資産評価員の選任について	１５８頁
議案第５７号	能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について	１５９頁
議案第５８号	能登町教育委員会委員の任命について	１６０頁

議案第２９号

能登町行政手続条例の一部を改正する条例について

能登町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

能登町行政手続条例の一部を改正する条例

能登町行政手続条例（平成17年能登町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（聴聞の通知の方式） 第15条　（略） 2　（略） 3　行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。 4　前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることが	（聴聞の通知の方式） 第15条　（略） 2　（略） 3　行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到着したものとみなす。

改正案	現行
できる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	
（代理人） 第16条　前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到着したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4　（略）	（代理人） 第16条　前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到着したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4　（略）
（続行期日の指定） 第22条　（略） 2　（略） 3　第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌	（続行期日の指定） 第22条　（略） 2　（略） 3　第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通

改正案	現行
日）」と読み替えるものとする。 （聴聞に関する手続の準用） 第29条　第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。	知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。 （聴聞に関する手続の準用） 第29条　第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の能登町行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第３０号

能登町防災会議条例の一部を改正する条例について

能登町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

能登町防災会議条例の一部を改正する条例

能登町防災会議条例（平成17年能登町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（会長及び委員） 第3条　（略） 2～5　（略） 6　前項の委員の定数は、20人以内とする。 7・8　（略）	（会長及び委員） 第3条　（略） 2～5　（略） 6　前項の委員の定数は、13人以内とする。 7・8　（略）
附　則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。	

議案第３１号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（平成17年能登町条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（趣旨） 第1条　地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条の規定に基づき、審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者（以下「証人等」という。）に対する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。 （実費弁償を支給する者） 第2条　実費弁償の支給の対象となる者は、次に掲げるとおりとする。 (1)　法第74条の3第3項の規定により選挙管理委員会の要求に応じて出頭した者 (2)　法第100条第1項の規定により、町議会の要求に応じて出頭した者 (3)　法第115条の2第1項（法第109条第5項の規定により準用される場合を含む。）の規定により、公聴会に参加した者 (4)　法第115条の2第2項（法第109条第5項の規定により準用される場合を含む。）の規定により、参考人とし	（趣旨） 第1条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条の規定に基づき、審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者に対する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

改正案	現行
て出頭した者 (5)　法第199条第8項の規定により、監査委員の要求に応じて出頭した者 (6)　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第6項の規定により、公平委員会の要求に応じて出頭した者 (7)　農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項の規定により、農業委員会の要求に応じて出頭した者 (8)　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条の規定により、選挙管理委員会の要求に応じて出頭した者 （実費弁償及び旅費の額等） 第3条　実費弁償は、日額5,700円とし、旅費を要する場合は、職員の旅費に関する条例（平成17年能登町条例第48号）の規定を準用し、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当及び職務の級が6級以下の者の規定による宿泊費を支給する。 2　前項の規定にかかわらず、本町の職員（地方公務員法第3条第2項及び第3項に規定する職員をいう。）が職務に関することで証人等となったときは、実費を弁償しない。	（実費弁償の額） 第2条　実費弁償は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は、職員の旅費に関する条例（平成17年能登町条例第48号）による職員の区分が係長以下の職務にある者に相当する額とする。

改正案	現行
3　第1項の規定にかかわらず、本町の区域内に住所を有する証人等が出頭又は参加した場合においては、鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊手当及び宿泊費は、実費を弁償しない。	
（支給の方法） 第4条　実費弁償及び旅費は、証人等が出頭し、又は参加した際に支給する。 2　旅費は、証人等の居住地から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。ただし、やむを得ない理由により最も経済的な通常の経路及び方法により旅行し難い場合には、その現によって経路及び方法によって計算する。	（弁償の方法） 第3条　実費弁償の額は、出頭又は参加の際にこれを支給する。 2　実費弁償の方法は、前項に規定するものを除くほか、一般職の職員の旅費支給の例による。
	（委任） 第4条　この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。
（証人等に関する規定の準用） 第5条　第2条各号に規定する者以外の者で、実施機関の求めに応じ証人等として出頭又は参加するものに対し、当該出頭又は参加のために要した費用の実費を弁償する場	

改正案	現行
合は、別に法令により定めるもののほか、前2条の規定を準用する。	

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の証人等の実費弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の出頭又は参加について適用し、同日前の出頭又は参加については、なお従前の例による。

議案第３２号

能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年能登町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>別表第1（第3条関係）会計年度任用職員給料表
行政職給料表
<table>
<tr><th>職務の級
号給</th><th>1級
給料月額</th></tr>
<tr><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>1</td><td>195,800</td></tr>
<tr><td>2</td><td>196,900</td></tr>
<tr><td>3</td><td>198,100</td></tr>
<tr><td>4</td><td>199,200</td></tr>
<tr><td>5</td><td>200,300</td></tr>
<tr><td>6</td><td>202,000</td></tr>
<tr><td>7</td><td>203,600</td></tr>
</table></td><td>別表第1（第3条関係）会計年度任用職員給料表
行政職給料表
<table>
<tr><th>職務の級
号給</th><th>1級
給料月額</th></tr>
<tr><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>1</td><td>183,500</td></tr>
<tr><td>2</td><td>184,600</td></tr>
<tr><td>3</td><td>185,800</td></tr>
<tr><td>4</td><td>186,900</td></tr>
<tr><td>5</td><td>188,000</td></tr>
<tr><td>6</td><td>189,700</td></tr>
<tr><td>7</td><td>191,300</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

改正案		現行	
8	205,200	8	192,900
9	206,700	9	194,500
10	208,400	10	196,200
11	210,000	11	197,800
12	211,600	12	199,400
13	213,100	13	201,000
14	214,800	14	202,700
15	216,500	15	204,400
16	218,200	16	206,100
17	219,400	17	207,400
18	221,000	18	209,000
19	222,600	19	210,600
20	224,100	20	212,100

改正案		現行	
21	225,600	21	213,600
22	227,200	22	215,200
23	228,800	23	216,800
24	230,400	24	218,400
25	232,000	25	220,000
26	233,700	26	221,700
27	235,600	27	223,000
28	236,300	28	224,300
29	237,600	29	225,600
30	238,700	30	226,700
31	239,800	31	227,800
32	240,900	32	228,900
33	242,000	33	230,000

改正案		現行	
34	242,900	34	231,100
35	243,800	35	232,200
36	244,800	36	233,300
37	245,800	37	234,400
38	246,700	38	235,400

別表第2（第3条関係）

ア　医療職給料表（一）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円
1	305,600	415,600
2	307,900	418,300
3	310,200	420,900

別表第2（第3条関係）

ア　医療職給料表（一）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円
1	291,400	370,000
2	293,700	372,600
3	296,000	375,100

改正案				現行			
4	312,400	423,300		4	298,200	377,600	
5	314,500	425,600		5	300,300	380,100	
6	318,000	427,800		6	303,800	382,800	
7	321,500	429,800		7	307,300	385,500	
8	324,900	431,900		8	310,700	388,100	
9	328,300	434,000		9	314,100	390,200	
10	331,800	435,500		10	317,600	392,700	
11	335,200	437,000		11	321,000	395,200	
12	338,600	438,500		12	324,400	397,700	
13	342,000	439,900		13	327,800	400,300	
14	345,500	441,300		14	331,300	403,000	
15	348,900	442,800		15	334,700	405,600	
16	352,300	444,200		16	338,100	408,100	
17	355,700	445,500		17	341,500	410,500	

改正案				現行			
18	358,800	447,000		18	344,600	412,700	
19	362,000	448,400		19	347,700	414,800	
20	365,200	449,800		20	350,800	416,900	
21	368,500	451,100		21	354,000	419,000	
22	371,600	452,600		22	357,100	420,500	
23	374,700	454,000		23	360,200	422,000	
24	377,700	455,400		24	363,200	423,500	
25	380,800	456,800		25	366,200	424,900	
26	383,100	458,200		26	368,500	426,400	
27	385,400	459,500		27	370,800	427,900	
28	387,600	460,900		28	373,000	429,300	
29	389,500	462,300		29	374,900	430,700	
30	391,200	463,600		30	376,600	432,200	
31	392,900	465,000		31	378,300	433,700	

改正案				現行			
32	394,700	466,400		32	380,100	435,100	
33	396,400	467,700		33	381,900	436,500	
34	398,200	469,100		34	383,700	438,000	
35	399,800	470,400		35	385,300	439,500	
36	401,100	471,800		36	386,700	440,900	
37	402,500	473,200		37	388,100	442,300	
38	403,900	474,900		38	389,600	443,700	
39	405,300	476,500		39	391,100	445,100	
40	406,700	478,000		40	392,600	446,500	
41	408,200	479,600		41	394,100	447,900	
42	408,900	480,800		42	394,800	449,300	
43	409,500	481,900		43	395,400	450,700	
44	410,100	483,000		44	396,100	452,100	
45	410,900	484,000		45	397,000	453,500	

改正案				現行			
46	411,500	484,900		46	397,600	454,900	
47	412,100	485,800		47	398,200	456,300	
48	412,600	486,600		48	398,800	457,700	
49	413,100	487,300		49	399,400	459,100	
50	413,500	488,000		50	399,900	460,800	
51	414,000	488,700		51	400,400	462,400	
52	414,400	489,300		52	400,900	464,000	
53	414,800	489,900		53	401,400	465,600	
54	415,100	490,600		54	401,800	466,800	
55	415,400	492,100		55	402,200	468,000	
56	415,800	491,800		56	402,600	469,100	
57	416,100	492,100		57	403,000	470,100	
58	416,500	492,700		58	403,400	471,100	
59	416,800	493,300		59	403,800	472,000	

改正案			現行		
60	417,200	494,000	60	404,200	472,800
61	417,600	494,400	61	404,600	473,500
62	417,900		62	405,000	
63	418,200		63	405,400	
64	418,500		64	405,800	
65	418,800		65	406,100	

イ　医療職給料表（二）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	201,000	239,800	274,400
2	203,100	241,100	275,200
3	205,200	242,400	275,900

イ　医療職給料表（二）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	188,600	227,400	258,500
2	190,700	228,700	259,700
3	192,800	230,000	260,800

改正案				現行			
4	207,300	243,700	276,700	4	194,900	231,300	261,900
5	209,300	244,900	277,500	5	196,900	232,500	263,000
6	211,300	246,000	278,300	6	198,900	233,600	263,800
7	213,300	247,000	279,100	7	200,900	234,600	264,600
8	215,100	247,900	279,800	8	202,700	235,600	265,400
9	216,900	249,000	280,500	9	204,500	236,700	266,200
10	218,800	250,100	281,300	10	206,400	237,900	267,000
11	220,700	251,200	282,100	11	208,300	239,200	267,800
12	222,800	252,400	282,900	12	210,400	240,500	268,600
13	224,500	253,600	283,700	13	212,100	241,800	269,400
14	226,500	254,800	284,500	14	214,100	243,100	270,200
15	228,700	256,000	285,200	15	216,300	244,400	271,000
16	230,800	257,100	286,000	16	218,400	245,600	271,800

改正案				現行			
17	232,900	258,100	286,800	17	220,500	246,800	272,600
18	234,000	259,100	287,600	18	221,600	248,000	273,400
19	235,000	260,200	288,400	19	222,700	249,200	274,200
20	236,100	261,200	289,100	20	223,800	250,400	275,000
21	237,200	262,300	289,900	21	224,900	251,500	275,800
22	238,000	263,200	290,800	22	225,800	252,400	276,600
23	238,900	264,000	291,700	23	226,700	253,200	277,400
24		264,800	292,400	24		254,000	278,200
25		265,600	293,100	25		254,800	279,000
26		266,400	294,000	26		255,600	279,900
27		267,200	294,900	27		256,400	280,800
28		268,000	295,600	28		257,200	281,600
29		268,700	296,400	29		258,000	282,400

改正案				現行			
30		269,500	297,400	30		258,800	283,300
31		270,300	298,300	31		259,600	284,200
32		271,100	299,300	32		260,400	285,000
33		271,900	300,300	33		261,200	285,800
34		272,700	301,400	34		262,000	286,900
35		273,300	302,400	35		262,700	287,900
36		274,100	303,300	36		263,500	288,900
37		275,000	304,300	37		264,400	289,900
38		275,800	305,300	38		265,200	291,000
39		276,600	306,300	39		266,000	292,000
40		277,300	307,300	40		266,800	293,000
41		278,000	308,200	41		267,600	294,000
42		278,800	309,400	42		268,400	295,000

改正案				現行			
43		279,600	310,500	43		269,200	296,000
44		280,300	311,600	44		270,000	297,000
45		281,000	312,600	45		270,700	298,000
46		281,800	313,700	46		271,500	299,200
47		282,600	314,800	47		272,300	300,300
48		283,300	315,800	48		273,100	301,400
49		284,000	316,900	49		273,800	302,500
50		284,700	317,900	50		274,600	303,600
51		285,300	319,000	51		275,300	304,700
52		286,000	320,100	52		276,000	305,800
53		286,700	321,100	53		276,700	306,900
54		287,300	322,100	54		277,400	308,000
55		288,000	323,100	55		278,100	309,100

改正案				現行			
56		288,600	324,100	56		278,800	310,200
57		289,300	325,000	57		279,500	311,200
58		290,000	326,000	58		280,200	312,200
59		290,700	327,000	59		280,900	313,200
60		291,300	327,900	60		281,500	314,200
61		291,800	328,800	61		282,100	315,200
62		292,400	329,500	62		282,800	316,200
63		293,100	330,200	63		283,500	317,200
64		293,700	330,800	64		284,100	318,100
65		294,200	331,400	65		284,700	319,000
66		294,800	332,100	66		285,400	319,800
67		295,500	332,700	67		286,100	320,500
68		296,100	333,300	68		286,700	321,200

改正案				現行			
69		296,700	333,900	69		287,300	321,800
70		297,300	334,100	70		288,000	322,500
71		297,900	334,500	71		288,700	323,100
72		298,500	335,000	72		289,300	323,700
73		299,100	335,600	73		289,900	324,300
74		299,600	336,100	74		290,400	324,500
75		300,000	336,600	75		290,800	325,000
76		300,400	337,000	76		291,200	325,500
77		300,700	337,600	77		291,600	326,100
78		301,000	338,100	78		291,900	326,600
79		301,200	338,500	79		292,200	327,100
80		301,500	339,000	80		292,500	327,500
81		301,800	339,500	81		292,800	328,100

改正案				現行			
82		302,000	339,800	82		293,100	328,600
83		302,300	340,000	83		293,400	329,000
84		302,600	340,300	84		293,700	329,500
85		302,800	340,700	85		293,900	330,000
86		303,000	341,100	86		294,100	330,400
87		303,200	341,400	87		294,300	330,600
88		303,400	341,700	88		294,500	330,900
89		303,800	342,000	89		294,900	331,300
90		304,000	342,200	90		295,100	331,700
91		304,200	342,600	91		295,300	332,000
92		304,400	342,900	92		295,500	332,300
93		304,800	343,100	93		295,900	332,600
94		305,000	343,400	94		296,100	332,800

改正案			
95		305,200	343,700
96		305,500	343,900
97		305,800	344,100
98		306,000	344,400
99		306,200	344,700
100		306,500	344,900
101		306,800	345,100
102		307,000	
103		307,200	
104		307,500	
105		307,800	

ウ　医療職給料表（三）

現行			
95		296,300	333,200
96		296,600	333,500
97		296,900	333,700
98		297,100	334,000
99		297,300	334,300
100		297,600	334,600
101		297,900	334,800
102		298,100	
103		298,300	
104		298,600	
105		298,900	

ウ　医療職給料表（三）

改正案		
職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	-円
1	221,700	254,700
2	223,600	256,800
3	225,400	259,000
4	227,100	261,200
5	228,800	263,400
6	230,700	264,400
7	232,500	265,200
8	234,200	266,100
9	235,900	266,900
10	237,800	268,000

現行		
職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円
1	207,700	240,600
2	209,600	242,800
3	211,400	245,000
4	213,100	247,200
5	214,800	249,400
6	216,700	250,400
7	218,500	251,300
8	220,200	252,200
9	221,900	253,100
10	223,900	254,300

改正案			現行		
11	239,700	269,100	11	225,800	255,400
12	241,600	270,000	12	227,700	256,300
13	243,400	270,800	13	229,600	257,100
14	245,400	271,500	14	231,600	257,800
15	247,400	272,200	15	233,600	258,500
16	249,400	273,000	16	235,600	259,400
17	251,400	274,100	17	237,600	260,500
18	253,400	275,000	18	239,600	261,600
19	255,500	275,900	19	241,700	262,700
20	257,500	276,800	20	243,700	263,800
21	259,400	277,800	21	245,600	264,900
22	260,600	278,800	22	246,800	266,000
23	261,700	279,700	23	248,000	267,100

改正案			現行		
24	262,800	280,700	24	249,100	268,200
25	263,900	281,500	25	250,200	269,200
26	264,700	282,400	26	251,100	270,300
27	265,600	283,300	27	252,000	271,400
28	266,400	284,200	28	252,900	272,400
29	267,200	285,200	29	253,700	273,400
30	267,900	285,900	30	254,500	274,100
31	268,600	286,600	31	255,200	274,800
32	269,300	287,300	32	255,900	275,500
33	270,100	287,900	33	256,700	276,200
34	270,700	288,500	34	257,500	276,800
35	271,300	289,000	35	258,300	277,300
36	271,800	289,400	36	259,000	277,800

改正案			現行		
37	272,400	289,800	37	259,700	278,300
38	273,100	290,400	38	260,600	278,900
39	273,800	290,900	39	261,500	279,400
40	274,500	291,300	40	262,300	279,900
41	275,200	291,700	41	263,100	280,300
42	275,800	292,200	42	264,000	280,800
43	276,500	292,600	43	264,800	281,300
44	277,100	293,100	44	265,600	281,800
45	277,900	293,600	45	266,400	282,300
46		294,000	46		282,800
47		294,500	47		283,300
48		294,900	48		283,800
49		295,400	49		284,300

改正案			現行		
50		295,800	50		284,800
51		296,300	51		285,300
52		296,800	52		285,800
53		297,200	53		286,300
54		297,600	54		286,800
55		298,100	55		287,300
56		298,500	56		287,800

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

2　令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1及び第2に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

議案第３３号

能登町放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の制定について

能登町放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例を別紙のように定める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

能登町放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例

（趣旨）

第1条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8第1項の規定による町が実施する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、利用者負担金（以下「負担金」という。）を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　一時利用　能登町立小学校（以下「小学校」という。）に在籍する児童が、その保護者及び同居する親族等（18歳未満の者を除く。）の疾病、災害、事故、冠婚葬祭等やむを得ない事由により、一時的に家庭において適切な保護を受けることが困難であると認められる場合に、放課後児童クラブを一時的に利用することをいう。

(2)　長期休業日　学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により、能登町教育委員会が定める小学校の学年始、夏季、冬季、学年末における休業日をいう。

(3)　振替休業日　小学校において、教育の実施上やむを得ない事情により、授業日を振り替えて休業となる日をいう。

（負担金の納入義務者）

第3条　放課後児童クラブを利用する児童（以下「利用児童」という。）の保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下「納入義務者」という。）は、負担金を町長が指定する期日までに納入しなければならない。

（負担金の額）

第4条　負担金の額は、利用児童1人につき利用日数に関わらず別表のとおりとする。ただし、一時利用の場合は、利用児童1人につき日額700円（利用する日が土曜日、長期休業日又は振替休業日の場合にあっては、日額1,000円）とする。

2　納入義務者は、放課後児童クラブにおいて、給食費、その他の費用が発生した場合は、その費用を負担しなければならない。

（負担金の減免）

第5条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

(1)　納入義務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。

(2)　納入義務者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は要保護者に準ずる程度に困窮している者として児童の就学に必要な援助を町から受けているとき。

(3)　天災その他の災害を受けたとき。

(4)　前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき。

（負担金の還付）

第6条　既に納入された負担金は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

（委任）

第7条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

利用区分		利用者負担金の額（1月当たり）
月曜日から金曜日まで	8月以外の月	7,000円
	8月	10,000円

議案第３４号

能登町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

能登町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

能登町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章　総則（第1条・第2条）
第2章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
第1節　利用定員に関する基準（第3条）
第2節　運営に関する基準（第4条―第32条）
第3章　雑則（第33条）
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第2条　特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、町、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節　利用定員に関する基準

第3条　特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節　運営に関する基準

（面談）

第4条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を

説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条　特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2　特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3　特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1)　日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2)　特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3)　食事の提供に要する費用

(4)　特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5)　前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4　特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5　特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第13条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第14条　特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条　特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条　特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知）

第18条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

（運営規程）

第19条　特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)　特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2)　その提供する特定乳児等通園支援の内容

(3)　職員の職種、員数及び職務の内容

(4)　特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5)　第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)　第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
(7)　特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
(8)　緊急時等における対応方法
(9)　非常災害対策
(10)　虐待の防止のための措置に関する事項
(11)　その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第20条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第21条　特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第22条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条　特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条　特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第26条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次

項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該町の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5　特定乳児等通園支援事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条　特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条　特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2)　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3)　事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに町及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第31条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第32条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日か

ら5年間保存しなければならない。

(1)　第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2)　第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3)　第18条の規定による町への通知に係る記録

(4)　第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5)　第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章　雑則

（電磁的記録等）

第33条　特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2　特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2)　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1)　第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2)　ファイルへの記録の方式

5　前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6　第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提

出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第３５号

能登町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

能登町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

能登町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章　総則（第1条―第19条）
第2章　乳児等通園支援事業
第1節　通則（第20条）
第2節　一般型乳児等通園支援事業（第21条―第24条）
第3節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）
第3章　雑則（第27条・第28条）
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条　最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条　町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2　町は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条　乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一般原則）

第5条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3　乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4　乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5　乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6　乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第6条　乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、前項の訓練のうち、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員

の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4　乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（職員の一般的要件）

第9条　乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第10条　乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条　乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条　乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3　乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第15条　乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第16条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)　乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2)　提供する乳児等通園支援の内容

(3)　職員の職種、員数及び職務の内容

(4)　乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5)　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)　乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8)　緊急時等における対応方法

(9)　非常災害対策

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第17条　乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第18条　乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第19条　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章　乳児等通園支援事業

第1節　通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第20条　乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2　一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節　一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2)　乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(3)　ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(4)　乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5)　満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6)　保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7)　保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8)　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ　保育室等が設けられている下表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1　屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　待避上有効なバルコニー 3　建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4　屋外階段
3階	常用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3　屋外階段
4階以上の階	常用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2　建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3　建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されてい

ること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第22条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2　乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一つにつき2人を下ることはできない。

3　第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1)　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2)　当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2　子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

（乳児等通園支援の内容）

第23条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節　余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)　保育所　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

(2)　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3)　幼保連携型認定こども園　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

(4)　家庭的保育事業等を行う事業所　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条　第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章　雑則

（電磁的記録）

第27条　乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第３６号

能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

能登町国民健康保険税条例（平成17年能登町条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（課税額） 第2条　前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1)　基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、石川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額	（課税額） 第2条　前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1)　基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、石川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

改正案	現行
をいう。以下同じ。） (2)・(3)　（略） (4)　子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（石川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）	(2)・(3)　（略）
2　前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合においては、基礎課税額は、67万円とする。	2　前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。
3　第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。	3　第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。
4　（略）	4　（略）
5　第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯	

改正案	現行
主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合算額に、その世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、当該合算額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。	
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条　前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.65を乗じて算定する。	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条　前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.0を乗じて算定する。
2　（略）	2　（略）
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者

改正案	現行
均等割額） 第5条　第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について36,000円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第5条の2　第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3、第9条の7及び第21条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場	均等割額） 第5条　第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について28,000円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第5条の2　第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限

改正案	現行
合に限る。）をいう。第3号、第7条の3、第9条の7及び第21条第1項において同じ。）以外の世帯　24,000円 (2)　特定世帯　12,000円 (3)　特定継続世帯　18,000円	る。）をいう。第3号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。）以外の世帯　20,000円 (2)　特定世帯　10,000円 (3)　特定継続世帯　15,000円
（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条　第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条　第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。
（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2　第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,400円とする。	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2　第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,000円とする。
（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第7条の3　第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　7,500円	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第7条の3　第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　7,000円

改正案	現行
(2)　特定世帯　3,750円 (3)　特定継続世帯　5,625円 （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第8条　第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。 （介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第9条の2　第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,200円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額） 第9条の4　第2条第5項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額） 第9条の5　第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,260円とする。	(2)　特定世帯　3,500円 (3)　特定継続世帯　5,250円 （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第8条　第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.0を乗じて算定する。 （介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第9条の2　第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,000円とする。

改正案	現行
（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額） 第9条の6　第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について20円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額） 第9条の7　第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　780円 (2)　特定世帯　390円 (3)　特定継続世帯　585円	
（国民健康保険税の減額） 第21条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額	（国民健康保険税の減額） 第21条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額

改正案	現行
して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。	して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。
(1)　法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢	(1)　法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢

改正案	現行
65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　25,200円 イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　16,800円 （イ）　特定世帯　8,400円 （ウ）　特定継続世帯　12,600円 ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　7,980円 エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に	65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　19,600円 イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　14,000円 （イ）　特定世帯　7,000円 （ウ）　特定継続世帯　10,500円 ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　7,000円 エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に

改正案	現行
応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　5,250円 （イ）　特定世帯　2,625円 （ウ）　特定継続世帯　3,938円 オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　8,540円 カ　（略） キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　882円 ク　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　14円 ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　546円	応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　4,900円 （イ）　特定世帯　2,450円 （ウ）　特定継続世帯　3,675円 オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　7,700円 カ　（略）

改正案	現行
（イ）　特定世帯　273円 （ウ）　特定継続世帯　410円	
(2)　法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	(2)　法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　18,000円	ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　14,000円
イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　12,000円 （イ）　特定世帯　6,000円 （ウ）　特定継続世帯　9,000円	イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　10,000円 （イ）　特定世帯　5,000円 （ウ）　特定継続世帯　7,500円
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金	ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金

改正案	現行
等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　5,700円 エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　3,750円 （イ）　特定世帯　1,875円 （ウ）　特定継続世帯　2,813円 オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　6,100円 カ　（略） キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　630円 ク　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　10円 ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支	等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　5,000円 エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　3,500円 （イ）　特定世帯　1,750円 （ウ）　特定継続世帯　2,625円 オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　5,500円 カ　（略）

改正案	現行
援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　390円 （イ）　特定世帯　195円 （ウ）　特定継続世帯　293円 (3)　法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　7,200円 イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	(3)　法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　5,600円 イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

改正案	現行
4,800円 （イ）　特定世帯　2,400円 （ウ）　特定継続世帯　3,600円 ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　2,280円 エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1,500円 （イ）　特定世帯　750円 （ウ）　特定継続世帯　1,125円 オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　2,440円 カ　（略） キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　252円 ク　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付	4,000円 （イ）　特定世帯　2,000円 （ウ）　特定継続世帯　3,000円 ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　2,000円 エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1,400円 （イ）　特定世帯　700円 （ウ）　特定継続世帯　1,050円 オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　2,200円 カ　（略）

改正案	現行
金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　4円 ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　156円 （イ）　特定世帯　78円 （ウ）　特定継続世帯　117円	
2　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1)　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ	2　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1)　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ

改正案	現行
未就学児1人について次に定める額 ア　前項第1号アに規定する金額を減額した世帯　5,400円 イ　前項第2号アに規定する金額を減額した世帯　9,000円 ウ　前項第3号アに規定する金額を減額した世帯　14,400円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　18,000円 (2)　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア　前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯　1,710円 イ　前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯　2,850円 ウ　前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯　4,560円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　5,700円 (3)　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額	未就学児1人について次に定める額 ア　前項第1号アに規定する金額を減額した世帯　4,200円 イ　前項第2号アに規定する金額を減額した世帯　7,000円 ウ　前項第3号アに規定する金額を減額した世帯　11,200円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　14,000円 (2)　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア　前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯　1,500円 イ　前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯　2,500円 ウ　前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯　4,000円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　5,000円

改正案	現行
ア　前項第1号キに規定する金額を減額した世帯　3円 イ　前項第2号キに規定する金額を減額した世帯　5円 ウ　前項第3号キに規定する金額を減額した世帯　8円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　10円 3　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額並びに18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額並びに18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1)～(6)　（略） (7)　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (8)　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保	3　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1)～(6)　（略）

改正案	現行
険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (9)　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 4　国民健康保険税の納税義務者の世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均	

改正案	現行
等割額に相当する額を減額して得た額とする。	
附　則	附　則
1・2　（略）	1・2　（略）
（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
3　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。	3　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）	（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）
4　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若	4　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若

改正案	現行
しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡	しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とす

改正案	現行
所得の金額」とする。	る。
5　（略）	5　（略）
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
6　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	6　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
7　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若	7　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若

改正案	現行
しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
8　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項	8　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する

改正案	現行
に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
9　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に	9　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等

改正案	現行
規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 （特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金	に係る事業所得等の金額」とする。 （特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例

改正案	現行
額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。	適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。
（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金	（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるの

改正案	現行
額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 （条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租	は「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 （条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施

改正案	現行
税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。	特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。
（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規	（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約

改正案	現行
定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 14　（略）	適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 14　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2　この条例による改正後の能登町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第３７号

能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年能登町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（趣旨） 第1条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。 （利用者負担額等の受領） 第13条　（略） 2・3　（略） 4　特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2)　（略） (3)　（略） (4)　（略）	（趣旨） 第1条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第3項及び第46条第3項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。 （利用者負担額等の受領） 第13条　（略） 2・3　（略） 4　特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2)　（略） (3)　満3歳児以上教育・保育給付認定子どもに対する食事の提供（主食の提供に限る。）に要する費用 (4)　（略） (5)　（略）

改正案	現行
5・6　（略）	5・6　（略）
附　則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。	

議案第３８号

能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成27年能登町条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>（利用者負担額）
第3条　（略）
2　法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち次の各号に掲げる事業の町施設の利用者負担額は別表第2のとおりとする。
(1)・(2)　（略）
(3)　児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業

別表第2（第3条関係）
(1)・(2)　（略）
(3)　乳児等通園支援事業
<table><tr><td>0歳6か月から3歳未満</td><td>1月10時間まで</td><td>1時間300円</td></tr></table></td><td>（利用者負担額）
第3条　（略）
2　法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち次の各号に掲げる事業の町施設の利用者負担額は別表第2のとおりとする。
(1)・(2)　（略）

別表第2（第3条関係）
(1)・(2)　（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">附　則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。</td></tr>
</table>

議案第３９号

能登七見健康福祉の郷「なごみ」の設置及び管理に関する条例の廃止について

能登七見健康福祉の郷「なごみ」の設置及び管理に関する条例を別紙のように定める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

能登七見健康福祉の郷「なごみ」の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

能登七見健康福祉の郷「なごみ」の設置及び管理に関する条例（平成17年能登町条例第98号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第４０号

能登町高齢者等活動施設条例の廃止について

能登町高齢者等活動施設条例を別紙のように定める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

能登町高齢者等活動施設条例を廃止する条例

能登町高齢者等活動施設条例（平成17年能登町条例第110号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第４１号

能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について

能登町公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

能登町公共下水道条例の一部を改正する条例

能登町公共下水道条例（平成17年能登町条例第150号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（排水設備等の工事の実施） 第6条　排水設備等の新設等の工事（管理者が別に定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し管理者が別に定める技能を有する者が専属する業者として管理者が別に定めるところにより管理者が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。	（排水設備等の工事の実施） 第6条　排水設備等の新設等の工事（管理者が別に定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し管理者が別に定める技能を有する者が専属する業者として管理者が別に定めるところにより管理者が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。
附　則 この条例は、公布の日から施行する。	

議案第４２号

能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例

能登町水道事業給水条例（平成17年能登町条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（工事の施行） 第7条　給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他の非常の場合において、町長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない 2・3　（略）	（工事の施行） 第7条　給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2・3　（略）
附　則 この条例は、公布の日から施行する。	

議案第４３号

能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

能登町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

能登町営住宅条例の一部を改正する条例

能登町営住宅条例（平成17年能登町条例第148号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>別表第1（第4条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table></td><td>別表第1（第4条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>波並町営住宅</td><td>能登町字波並21字59番地の1</td><td>公営住宅法によるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">附　則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。</td></tr>
</table>

議案第４４号

能登町立公民館条例の一部を改正する条例について

能登町立公民館条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

能登町立公民館条例の一部を改正する条例

能登町立公民館条例（平成17年能登町条例第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
（名称及び位置）
第2条　公民館及び分館の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
（使用料）
第8条　公民館を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。この場合において、当該使用料の額に10円未満の端数があ
</td><td>
（名称及び位置）
第2条　公民館及び分館の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>能登町立柳田公民館柳田分館</td><td>能登町字柳田主部91番地</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>能登町立岩井戸公民館当目分館</td><td>能登町字当目38字118番地3</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
（使用料）
第8条　公民館を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。
</td></tr>
</table>

改正案

る場合は、これを切り捨てるものとする。

2　（略）

別表（第8条関係）

公民館名	室名	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
各公民館及び分館	調理実習室	110円	160円
	和室		
	会議室、研修室		
	その他同等室		
	大集会場、ホール	220円	550円

1　利用者が本町の居住者でない場合は、次に掲げる額とす

現行

2　（略）

別表（第8条関係）

公民館名	室名	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
各公民館及び各分館	調理実習室	110円	160円
	和室		
	会議室、研修室		
	その他同等室		
	大集会場	220円	550円
	体育館		
	文化伝習ホール		
	多目的ホール	2,750円	3,300円

1　利用者が本町の居住者でない場合は、基本使用料に100

改正案	現行
る。 (1)　入場料を徴収する場合又は営利事業を行う団体が使用する場合は、基本使用料の額に10倍を乗じて得た額とする。 (2)　前号以外の場合は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。 2　冷暖房施設を利用する場合は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。	分の50を乗じて得た金額を加算した額とする。 2　冷暖房施設を利用する場合は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日の前日までに能登町立公民館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第４５号

請負契約の締結について

請負契約を次のように締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

１	契約の目的	令和７年度　能登半島地震復旧事業　能登町文化財収蔵庫災害復旧工事
２	契約の方法	指名競争入札
３	契約金額	７３，７００，０００円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　６，７００，０００円）
４	契約の相手方	住　所　石川県鳳珠郡能登町字藤波１９字１０８番地 氏　名　株式会社鼎建設 代表取締役　小間　望

議案第４６号

請負契約の締結について

請負契約を次のように締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

１　契約の目的	令和７年度　６災８５８号　小浦漁港災害復旧工事（東防波堤１１－１ほか）（ゼロ町債）
２　契約の方法	制限付き一般競争入札（事後審査型）
３　契約金額	２４２，５５０，０００円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　２２，０５０，０００円）
４　契約の相手方	住　所　石川県鳳珠郡能登町字宇出津山分２字９３番地 氏　名　鈴平建設株式会社 代表取締役　池崎　義典

議案第４７号

請負契約の締結について

請負契約を次のように締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

１　契 約 の 目 的	令和６年１月１日発生能登半島地震災害復旧事業 ４６３０／６００６・６１７６　農地・施設災害復旧工事
２　契 約 の 方 法	指名競争入札
３　契　約　金　額	３３０，０００，０００円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　３０，０００，０００円）
４　契約の相手方	住　所　石川県鳳珠郡能登町字柳田仁部７０番地 氏　名　北能産業株式会社 代表取締役　福池　功

議案第４８号

請負契約の締結について

請負契約を次のように締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

１	契約の目的	令和７年度　能登半島地震復旧事業　能登町立柳田公民館災害復旧工事
２	契約の方法	指名競争入札
３	契約金額	６０，０６０，０００円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　５，４６０，０００円）
４	契約の相手方	住　所　石川県鳳珠郡能登町字柳田仁部７０番地 氏　名　北能産業株式会社 代表取締役　福池　功

議案第４９号

財産の取得について

災害公営住宅の用に供するため、次の財産を取得することについて、能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

１　財産の種類及び数　　土地　１３筆　６，１５３．５４㎡
２　財　産　の　所　在　　別紙のとおり
３　取　　得　　金　　額　　６２，１５０，７５４円
４　取 得 の 相 手 方　　土地所有者　１０名

別紙

財産の種類	所　　在			地　目	地積(㎡)	摘要
	町　村	字	地　番			
土　地	能登町字松波	１３	51番１	田	515.48	
	能登町字松波	１３	52番１	田	421.18	
	能登町字松波	１３	52番２	田	59.00	
	能登町字松波	１３	53番１	田	315.30	
	能登町字松波	１３	53番２	田	19.00	
	能登町字松波	１３	54番	田	264.48	
	能登町字松波	１４	10番	宅地	593.69	
	能登町字松波	１４	11番	宅地	730.76	
	能登町字松波	１４	14番	宅地	894.45	
	能登町字松波	１４	17番	宅地	1,045.05	
	能登町字松波	１４	18番１	宅地	885.16	
	能登町字松波	１４	18番３	雑種地	159.45	
	能登町字松波	１４	19番１	宅地	250.54	
合　　計（13筆）					6,153.54	

議案第５０号

公の施設の指定管理者の指定について

別紙のように指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

別紙

施設の名称	指定管理者		指定の期間
本木地区集会所	本木区長		令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで
矢波地区集会所	矢波区長		
藤波地区集会所	柳倉区長		
藤ノ瀬地区集会所	上藤ノ瀬区長		
柿生地区集会所	神道区長		
間島集会所	間島区長		
辺田の浜地区集会所	辺田の浜区長		
宮地生活改善センター	宮地区長		
大平地区集会所	大平町内会長		
猪平地区集会所	猪平区長		
羽根地区集会所	羽根区長		
源平多目的集会所	源平町内会長		
柏木多目的集会所	柏木区長		
曽又多目的集会所	曽又区長		
真脇地区集会所	真脇区長		

施設の名称	指定管理者		指定の期間
漆原多目的集会所	漆原町内会長		令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで
小浦地区集会所	小浦区長		
太田原地区集会所	太田原区長		
俎倉地区集会所	俎倉区長		
田町地区集会所	立町町内会長		
寺五地区生活改善センター	五郎左エ門分区長		
久田農事集会所	久田区長		
大箱集会所	大箱区長		
五十里集会場	五十里区長		
石井集会場	石井区長		
天坂集会場	天坂区長		
鈴ケ嶺集会場	鈴ケ嶺区長		
重年集会所	重年区長		
中ノ又集会所	中ノ又区長		
河ケ谷集会場	河ケ谷町内会長		

施設の名称	指定管理者		指定の期間
木住多目的集会所	木住区長		令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで
斉和多目的集会所	中斉区長		
野田コミュニティセンター	野田区長		
赤崎コミュニティセンター	鹿泊町内会長		
下市之瀬集会場	下市之瀬町内会長		
四明ヶ丘集会所	四明ヶ丘町内会長		
程谷集会所	程谷町内会長		
日詰脇集会所	日詰脇区長		
立壁集会所	立壁町内会長		
内浦長尾集会所	内浦長尾町内会長		
比那集会所	比那町内会長		

議案第５１号

公の施設の指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

１　施設の名称
　秋吉緑地健康広場
２　指定管理者
　秋吉町内会長
３　指定の期間
　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

議案第５２号

公の施設の指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

１　施設の名称
　程谷緑地健康広場
２　指定管理者
　程谷町内会長
３　指定の期間
　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

議案第５３号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のように変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項において準用する同条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

総合整備計画書　【第２次変更】

石川県鳳珠郡能登町　　猪平・俎倉　　辺地
（辺地の人口　　52　　人）
（辺地の面積　　6.7　　㎢）

1　辺地の概況

(1) 辺地を構成する町または字の名称　　鳳珠郡能登町字 猪平、俎倉

(2) 地域の中心の位置　　鳳珠郡能登町字 俎倉5字80番地

(3) 辺地度点数　　201　点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、山間へき地に位置し、過疎化が進んでいる地域である。

町道については、地域住民が能登空港へ向かうアクセス道路としての役割や隣接する他の集落へ移動するための生活道路であるが、幅員が狭小でカーブが多く、路面等の傷みも著しいため、早急に改良が必要である。

林道については、森林の適正な維持管理や効率的な林業経営を展開していくうえで、林道網整備が必要不可欠である。林業経営の安定化を図り、森林の有する公益的機能が発揮されるよう整備が必要である。

飲用水供給施設については、地区住民にとって必要不可欠な生活基盤施設であるが、施設や設備の老朽化が進行しているため、施設改修が必要である。

3　公共的施設の整備計画

令和３年度～令和７年度までの５年間

（単位：千円）

区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
施設名	事業主体		特定財源	一般財源	
〔交通通信〕　町　道	能登町	178,804	114,076	64,728	64,500
〔交通通信〕　林　道	能登町	(5,040) 4,540	(3,020) 2,720	(2,020) 1,820	(2,000) 1,800
〔厚生施設〕飲用水供給施設	能登町	【15,382】 12,474	0	【15,382】 12,474	【15,300】 12,400
合計		【199,226】 (196,318) 195,818	【117,096】 (117,096) 116,796	【82,130】 (79,222) 79,022	【81,800】 (78,900) 78,700

議案第５４号

能登町過疎地域持続的発展計画の変更について

能登町過疎地域持続的発展計画を別紙のように変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１０項において準用する同条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

能登町過疎地域持続的発展計画　変更箇所対照表

<table>
<tr><th>変更箇所</th><th>変　更　後</th><th>変　更　前</th></tr>
<tr><td>P.1</td><td>町域は、東西約27㎞、南北約17㎞で、273.28㎢の面積を有している。</td><td>町域は、東西約27㎞、南北約17㎞で、273.27㎢の面積を有している。</td></tr>
<tr><td>P.4</td><td>**ウ　産業構造の変化、立地特性、経済的発展の方向**
①　産業構造の変化
本町における産業の中心は、社会情勢の変化に伴い、第1次産業から第3次産業へと移行してきている。現在の第3次産業就業者は、本町の就業人口の6割を超えている。一方、第1次産業就業者は年々減少しており、農林業では若年労働者の都市部への流出による担い手不足、高齢化等により農地・山林の荒廃を生み出している。水産業についても国際的な漁獲規制の影響を受け、漁獲量の減少や後継者不足が問題となっている。</td><td>**ウ　産業構造の変化、立地特性、経済的発展の方向**
①　産業構造の変化
本町における産業の中心は、社会情勢の変化に伴い、第1次産業から第3次産業へと移行してきている。現在では第3次産業就業者は、本町の就業人口の約6割を占める割合となっている。一方、第1次産業就業者は年々減少しており、農林業では若年労働者の都市部への流出による担い手不足、高齢化等により農地・山林の荒廃を生み出している。水産業についても国際的な漁獲規制の影響を受け、漁獲量の減少や後継者不足が問題となっている。</td></tr>
<tr><td>P.5</td><td>**表１－１（１）　産業別就業人口構成**　（単位：％）
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>昭和55年</th><th>昭和60年</th><th>平成2年</th><th>平成22年</th><th>平成7年</th><th>平成12年</th><th>平成17年</th><th>平成27年</th><th>令和2年</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第1次産業</td><td>能登町</td><td>36.8</td><td>31.5</td><td>26.8</td><td>17.8</td><td>22.3</td><td>17.5</td><td>18.7</td><td>16.9</td><td>13.3</td></tr>
<tr><td>石川県</td><td>11.0</td><td>8.6</td><td>6.5</td><td>3.3</td><td>5.4</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.1</td><td>2.7</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第2次産業</td><td>能登町</td><td>25.0</td><td>27.7</td><td>32.4</td><td>23.5</td><td>32.7</td><td>31.6</td><td>27.4</td><td>22.3</td><td>21.2</td></tr>
<tr><td>石川県</td><td>34.1</td><td>34.1</td><td>35.0</td><td>28.7</td><td>33.6</td><td>32.8</td><td>30.0</td><td>28.5</td><td>28.0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第3次産業</td><td>能登町</td><td>38.3</td><td>40.8</td><td>40.8</td><td>58.7</td><td>45.0</td><td>50.9</td><td>53.9</td><td>60.8</td><td>65.5</td></tr>
<tr><td>石川県</td><td>54.8</td><td>57.3</td><td>58.5</td><td>68.0</td><td>61.0</td><td>63.3</td><td>66.1</td><td>68.3</td><td>69.3</td></tr>
</table></td><td>**表１－１（１）　産業別就業人口構成**　（単位：％）
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>昭和35年</th><th>昭和45年</th><th>昭和55年</th><th>平成2年</th><th>平成7年</th><th>平成12年</th><th>平成17年</th><th>平成22年</th><th>平成27年</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第1次産業</td><td>能登町</td><td>64.9</td><td>56.7</td><td>36.8</td><td>26.8</td><td>22.3</td><td>17.5</td><td>18.7</td><td>17.8</td><td>16.9</td></tr>
<tr><td>石川県</td><td>37.2</td><td>22.0</td><td>11.0</td><td>6.5</td><td>5.4</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.3</td><td>3.1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第2次産業</td><td>能登町</td><td>13.8</td><td>13.2</td><td>25.0</td><td>32.4</td><td>32.7</td><td>31.6</td><td>27.4</td><td>23.5</td><td>22.3</td></tr>
<tr><td>石川県</td><td>28.4</td><td>33.9</td><td>34.1</td><td>35.0</td><td>33.6</td><td>32.8</td><td>30.0</td><td>28.7</td><td>28.5</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第3次産業</td><td>能登町</td><td>21.2</td><td>30.1</td><td>38.3</td><td>40.8</td><td>45.0</td><td>50.9</td><td>53.9</td><td>58.7</td><td>60.8</td></tr>
<tr><td>石川県</td><td>34.4</td><td>44.1</td><td>54.8</td><td>58.5</td><td>61.0</td><td>63.3</td><td>66.1</td><td>68.0</td><td>68.3</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>P.6</td><td>**（２）人口及び産業の推移と動向**
ア　人口の推移と見通し
本町の人口は、平成17年（2005年）の合併以前から人口減少が進んでおり、合併時の平成17年と令和2年を比較すると約6,100人減少している（合併時の約7割まで減少）。
特に年少人口や生産年齢人口の減少が進んでいることから、年齢構成のバランスが大きく偏り、労働力の減少に伴う経済活動の停滞や、担い手不足による地域活力の低下、税収入の減少や社会保障費の増大など、経済、生活、財政等のさまざまな場面での影響が懸念される。また、能登半島地震、奥能登豪雨の影響を考慮するとさらに加速度的に人口減少の流れが顕著になることが予想される。
また、平成21年度以降、年間100人を下回る出生に留まっており、年齢階層別の人口の推移では、29歳以下の人口比率が著しく低下しているのに対し、65歳以上の人口比率は増加傾向となっており、県平均が29.5%の高齢者比率に対し50.4%と非常に高くなっている。

イ　産業構造の現況と今後の動向
表1－1（1）のとおり、第1次産業については、昭和55年の36.8%が令和2年には13.3%にまで低下しているが、県全体の2.7%と比較すると、約5倍となっている。依然として第1次産業の占めるウエイトが高いが、専業農家は激減し、出稼ぎ等による農外収入へ依存している農家が多い状況にある。第2次産業については、昭和55年の25.0%が令和2年には21.2%に下がっており、半島部隔遠地の特徴がマイナス要因として働いている。第3次産業については、昭和55年の38.3%が令和2年には65.5%にまで上がっている。</td><td>**（２）人口及び産業の推移と動向**
ア　人口の推移と見通し
本町の人口は、昭和25年の40,288人をピークに減少を続け、昭和50年代に入りその減少率は落ち着きをみせた。しかし、年号が平成に変わると再び減少率が増加し、毎年500人前後減少し、平成22年には19,565人となった。昭和35年からの50年間の人口減少率は50.1%にのぼり、平成22年の調査で10%を超える人口減少率となっている。
また、過疎化が進み少子高齢化の一途をたどる本町は、平成21年度以降、年間100人を下回る出生に留まっており、若者をはじめとする労働人口の減少とともに少子化の進行もあって、人口の自然増は期待できない状況にあると思われる。年齢階層別の人口の推移では、29歳以下の人口比率が著しく低下しているのに対し、65歳以上の人口比率は増加傾向となっており、県平均が27.9%の高齢者比率に対し45.7%と非常に高くなっている。
人口減少や高齢者比率の増加は今後も続くと見込まれ、人口減少対策が大きな課題となっている。能登町創生総合戦略では、「若者が集い　能登の暮らしを受け継ぐまち」を基本理念に掲げ、様々な事業展開によって、関係人口の創出や若者の定住・ＵＩターンを促進し、人口構造の若返りを目指している。

イ　産業構造の現況と今後の動向
表1－1（1）のとおり、本町の産業はこれまで第1次産業が大きな割合を占めてきた。以前は就業人口総数の半数以上を第1次産業が占めていたが、生産性の低さや減反政策、農作物の輸入自由化等を背景に、深刻な後継者不足や専業農家の減少・離農・高齢化が続き、その就業人口・割合は年々減少している。
平成27年の第1次産業の就業人口比率は16.9%と平成22年と比較して0.9%の減となっており、農家人口の減少率は鈍化している。対照に第2次産業の就業人口比率は、22.3%と1.2%の減となっており、社会情勢と公共工事の削減等による影響がみえ、第3次産業への移行がみられる。</td></tr>
</table>

	第 1 次産業については、経営基調に立脚した特徴づける基幹産業として引き続きその振興施策を図り、第 2 次・3 次産業については、産業連携や新規産業の創出、企業誘致等により、就業人口の増、生産性の向上を推進する。	したがって、第 1 次産業については、経営基調に立脚した特徴づける基幹産業として引き続きその振興施策を図り、第 2 次・3 次産業については、産業連携や新規産業の創出、企業誘致等により、就業人口の増、生産性の向上を推進する。

P. 7

表１－２（１）　人口の推移（国勢調査）

区　分	昭和 55 年	平成２年		平成 17 年		平成 27 年		令和２年	
	実 数	実 数	増減率	実数	増減率	実 数	増減率	実数	増減率
	人	人	%	人	%	人	%	人	%
総　数	31,277	28,065	△10.3	21,792	△22.4	17,568	△19.4	15,687	△10.7
0 歳～14 歳	7,025	5,048	△28.1	2,327	△53.9	1,413	△39.3	1,154	△18.3
15 歳～64 歳	19,967	17,505	△12.3	11,737	△33.0	8,131	△30.7	6,621	△18.6
うち 15 歳～29 歳(a)	5,084	3,657	1,370	2,223	△39.2	1,370	△38.4	1,115	△18.6
65 歳以上(b)	4,285	5,512	28.6	7,728	40.2	8,024	3.8	7,910	△1.4
(a)/総数 若年者比率	16.3%	13.0%		10.2%		7.8%		7.1%	
(b)/総数 高齢者比率	13.7%	19.6%		35.5%		45.7%		50.4%	

表１－２（１）　人口の推移（国勢調査）

区　分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成２年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
	人	人	%	人	%	人	%	人	%
総　数	39,278	31,975	△18.6	28,065	△12.2	21,792	△22.4	17,568	△19.4
0 歳～14 歳	13,845	7,583	△45.2	5,048	△33.4	2,327	△53.9	1,413	△39.3
15 歳～64 歳	22,593	20,622	△8.7	17,505	△15.1	11,737	△33.0	8,131	△30.7
うち 15 歳～29 歳(a)	7,737	6,017	△22.2	3,657	△39.2	2,223	△39.2	1,370	△38.4
65 歳以上(b)	2,840	3,770	32.7	5,512	46.2	7,728	40.2	8,024	3.8
(a)/総数 若年者比率	19.7%	18.8%		13.0%		10.2%		7.8%	
(b)/総数 高齢者比率	7.2%	11.8%		19.6%		35.5%		45.7%	

P. 8

（３）行財政の状況

ア　行財政

本町の財政状況は、合併当初は危機的な状況であったが、集中改革期間の設定や積極的な行財政改革に取り組んできた結果、財政指標である健全化判断比率や経常収支比率は徐々に改善してきている。

しかしながら、歳入面では、人口減少や基幹産業である第 1 次産業の不振に伴い自主財源である町税が減少傾向にあり、歳入の多くを占める地方交付税においても、国勢調査人口の減少や合併算定替えの終了が大きく影響し、一般財源の確保が非常に厳しい状況となっている。一方、歳出面においては、高齢化率の高い当町にとって、社会保障関係経費である扶助費が増加傾向であるほか、老朽化する公共施設の維持補修費等も年々増加している。さらに、統合庁舎建設等により公債費が高い水準で推移しており、持続可能な行財政運営のためには今後も更なる行政改革の推進が必要である。

（３）行財政の状況

ア　行財政

本町の財政状況は、合併当初は危機的な状況であったが、集中改革期間の設定や積極的な行財政改革に取り組んできた結果、財政指標である健全化判断比率や経常収支比率は徐々に改善してきている。

しかしながら、歳入面では、人口減少や基幹産業である第 1 次産業の不振に伴い自主財源である町税が減少傾向にあり、歳入の約 50%を占める地方交付税においても、国勢調査人口の減少や合併算定替えの終了が大きく影響し、一般財源の確保が非常に厳しい状況となっている。一方、歳出面においては、高齢化率の高い当町にとって、社会保障関係経費である扶助費が増加傾向であるほか、老朽化する公共施設の維持補修費等も年々増加している。さらに、統合庁舎建設等により公債費が今後も高い水準となるため、持続可能な行財政運営のためには今後も更なる行政改革の推進が必要である。

P. 9

表１－３（１）　財政の状況

区　分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和２年度
歳 入 総 額　A	15,650,425	15,302,801	19,230,313
一 般 財 源	12,337,820	11,154,061	11,666,828
国 庫 支 出 金	1,048,547	1,171,015	3,761,783
都道府県支出金	858,053	696,914	744,757
地 方 債	1,406,000	2,314,500	2,623,500
うち過疎債	759,900	750,900	1,630,900
そ の 他	576,344	33,689	433,445
歳 出 総 額　B	15,453,107	14,880,354	18,771,655
義 務 的 経 費	7,183,383	5,941,766	6,583,132
投 資 的 経 費	2,657,018	2,568,002	3,544,643
うち普通建設事業	2,499,535	2,567,843	3,442,364
そ の 他	5,612,706	6,370,586	5,201,516

表１－３（１）　財政の状況

区　分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額　A	15,650,425	15,302,801	20,229,298
一 般 財 源	12,337,820	11,154,061	10,921,551
国 庫 支 出 金	1,048,547	1,171,015	1,736,152
都道府県支出金	858,053	696,914	789,685
地 方 債	1,406,000	2,314,500	5,213,100
うち過疎債	759,900	750,900	2,561,800
そ の 他	576,344	33,689	1,568,810
歳 出 総 額　B	15,453,107	14,880,354	19,716,988
義 務 的 経 費	7,183,383	5,941,766	7,057,146
投 資 的 経 費	2,657,018	2,568,002	6,690,077
うち普通建設事業	2,499,535	2,567,843	6,430,336
そ の 他	5,612,706	6,370,586	5,969,765

過疎対策事業費	3,380,588	2,386,566	3,771,850
歳入歳出差引額　C（A－B）	197,318	422,447	458,658
翌年度へ繰越すべき財源　D	46,222	73,130	18,146
実質収支　C－D	151,096	349,317	440,512
財政力指数	0.218	0.199	0.207
公債費負担比率（%）	30.1	25.0	26.8
実質公債費比率（%）	17.9	10.3	6.9
起債制限比率（%）	11.1	—	—
経常収支比率（%）	87.4	86.6	88.1
将来負担比率（%）	124.9	64.3	77.1
地方債現在高	22,111,521	18,831,770	22,290,643

イ　施設整備の現況と動向

公共施設の整備については、これまでの過疎対策事業等によりほぼ順調に進んできた。

道路（町道）については、改良率が昭和 55 年度末の 23.1%から令和 2 年度末の 75.3%へ、舗装率が 58.2%から 85.8%へと改善された。水道普及率については、令和 2 年度末で 98.0%、下水道の水洗化率については、73.5%となっている。

今後は、公共施設等総合管理計画や個別施設計画の方針に基づき、計画的に整備を進めていく必要がある。

過疎対策事業費	3,380,588	2,386,566	6,189,496
歳入歳出差引額　C（A－B）	197,318	422,447	512,310
翌年度へ繰越すべき財源　D	46,222	73,130	92,848
実質収支　C－D	151,096	349,317	419,462
財政力指数	0.218	0.199	0.206
公債費負担比率（%）	30.1	25.0	34.7
実質公債費比率（%）	17.9	10.3	9.3
起債制限比率（%）	11.1	—	—
経常収支比率（%）	87.4	86.6	91.6
将来負担比率（%）	124.9	64.3	94.7
地方債現在高	22,111,521	18,831,770	22,879,023

イ　施設整備の現況と動向

公共施設の整備については、これまでの過疎対策事業等によりほぼ順調に進んできた。

道路（町道）については、改良率が昭和 55 年度末の 23.1%から令和元年度末の 75.4%へ、舗装率が 58.2%から 85.7%へと改善された。水道普及率については、令和元年度末で 98.4%、下水道の水洗化率については、72.6%となっている。

今後は、公共施設等総合管理計画や個別施設計画の方針に基づき、計画的に整備を進めていく必要がある。

P. 10

表１－３（２）　主要公共施設等の整備状況

区　分	昭和 55 年度末	平成２年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和２年度末
市町村道（m）	428,223	479,204	510,280	564,429	572,107
改良率（%）	23.1	61.3	69.2	74.2	75.3
舗装率（%）	58.2	35.7	81.6	85.2	85.8
農道　延長（m）	—	—	—	375,361	457,059
耕地１ｈａ当たり農道延長（m）	77.2	107.2	110.5	100.2	—
林道　延長（m）	—	—	—	146,252	148,390
林野１ｈａ当たり林道延長（m）	12.6	17.7	18.6	20.9	—
水道普及率（%）	80.0	86.4	90.3	97.1	98.0
水洗化率（%）	13.7	42.3	60.0	64.6%	73.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	7.1	12.5	15.5	14.4	8.7

（４）地域の持続的発展の基本方針

この結果、施設整備・生活基盤整備という面では一定の水準まで達してきたが、過疎化の進行は収まらず引き続き積極的な施策を進めていく必要がある。

人口減少・少子高齢化、能登半島地震や奥能登豪雨などにより「暮らし」「生業」「祭り」に繋がる「暮らしの循環」が弱まりつつあるが、まちに住む人、関わる人が互いを活かし合いながら、誇りと愛情を持って、それぞれの方法でまちづくりに参加し、能登町とともに生きるまちを目指す「ともに活きる、能登で生きる」を基本方針として、「この町に住んでみたい、住んでよかった」と思える町づくりを推進するため、ソフト・ハードの両面にわたる取り組みを進める。

表１－３（２）　主要公共施設等の整備状況

区　分	昭和 55 年度末	平成２年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道（m）	428,223	479,204	510,280	564,429	571,779
改良率（%）	23.1	61.3	69.2	75.4	75.3
舗装率（%）	58.2	35.7	81.6	85.7	85.8
農道　延長（m）	—	—	—	375,361	455,012
耕地１ｈａ当たり農道延長（m）	77.2	107.2	110.5	100.2	—
林道　延長（m）	—	—	—	146,252	148,270
林野１ｈａ当たり林道延長（m）	12.6	17.7	18.6	20.9	—
水道普及率（%）	80.0	86.4	90.3	97.1	98.4
水洗化率（%）	13.7	42.3	60.0	64.6%	72.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	7.1	12.5	15.5	14.4	16.7

（４）地域の持続的発展の基本方針

この結果、施設整備・生活基盤整備という面では一定の水準まで達してきたが、過疎化の進行は収まらず引き続き積極的な施策を進めていく必要がある。

人口減少・少子高齢化により地域の活力が低下し、地域の維持が困難になることが想定されるが、そこに暮らす町民が自信と誇りを持てる力強い町づくりを目指し、「人」と「地域」の絆を大切にした、「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来（あす）へつなぐまちづくり」を基本方針として、「この町に住んでみたい、住んでよかった」と思える町づくりを推進するため、ソフト・ハードの両面にわたる取り組みを進める。

<table>
<tr>
<td>P. 11</td>
<td>

（５）地域の持続的発展のための基本目標

本計画における基本的な目標は、次のとおりとする。

指　　標	基　準　値 （計画開始時点）	目　標　値 （令和 12 年度）
国勢調査人口	12,718 人（速報値）	10,003 人
人口動態における社会増減	△445 人	△245 人
出生数	28 人	34 人

（７）計画期間

この計画は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年計画とする。

</td>
<td>

（５）地域の持続的発展のための基本目標

本計画における基本的な目標は、次のとおりとする。

指　　標	基　準　値	目　標　値
国勢調査人口	令和 2 年度 15,693 人（速報値）	令和 7 年度 14,161 人
人口動態における社会増減	令和 2 年度 △146 人	令和 7 年度 △38 人
出生数	令和 2 年度 75 人	令和 7 年度 66 人

（７）計画期間

この計画は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 箇年計画とする。

</td>
</tr>
<tr>
<td>P. 13</td>
<td>

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

本町には、世界農業遺産「能登の里山里海」、日本遺産「キリコ祭り」、世界無形文化遺産「奥能登のあえのこと」「能登のアマメハギ」などに代表される豊かな自然環境と貴重な伝統文化が受け継がれている。また、のと里山空港の開港、のと里山海道の無料化、北陸新幹線の県内全線開業や能越自動車道の延伸など、広域的な交通アクセスの利便性が向上している。

これら地域資源と交流基盤を活用し、地域でのＮＰＯ活動、地域づくり活動等の人材を積極的に支援・育成することにより、自主的・内発的な取り組みを展開し、地域内外での交流ネットワークを構築していく。

② 地域間交流

本町は、恵まれた自然環境、観光・文化・歴史資源等を有しており、地理的・社会的な優位性を持っている。これらの要素を産業・観光・福祉・文化・教育など様々な分野で活用していくことが本町の活性化には不可欠である。

また、本町の持つ優位性を生かし、都市や近隣市町村との連携を深め、人的交流を促進し、全国的にニーズが高まっている体験型・滞在型交流にシフトするため、体験滞在プログラムや各施設の一層の充実と受入体制の再構築が必要である。

③ 人材の育成

地域の人材を輩出してきた高校は統廃合され、現在、能登高校一校のみとなっている。さらにその一校も入学者が減少している。そのため高校の定員確保と存続、人材育成のための能登高校魅力化プロジェクトを官民協働で取り組んでいる。加えて、地域の人材の育成や担い手不足の解消には、高校卒業後の定住や進学、就職による町外転出者のＵターンが必要となる。そのため、子どもの頃から地域の風土・文化を学び、ふるさとに誇りを持てる人材の育成に取り組んでおり「中学 3 年生の町に愛着を感じる割合」は、令和元年度が 69.9％であったのに対し、令和 6 年度には 93.7％まで上昇している。引き続き、小中高大の学びの連続性を図り、地域と連携して里山里海の豊かさを実現する生き方を学び、子どもたちの郷土愛を育む必要がある。

</td>
<td>

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

本町には、世界農業遺産「能登の里山里海」、日本遺産「キリコ祭り」、世界無形文化遺産「奥能登のあえのこと」「能登のアマメハギ」などに代表される豊かな自然環境と貴重な伝統文化が受け継がれている。また、のと里山空港の開港、のと里山海道の無料化、北陸新幹線の金沢開業や能越自動車道の延伸など、広域的な交通アクセスの利便性が向上している。

これら地域資源と交流基盤を活用し、関係人口の創出と地域住民との交流を図り、能登町で暮らす「ひと」の流れをつくる。

② 地域間交流

本町は、恵まれた自然環境、観光・文化・歴史資源等を有しており、地理的・社会的な優位性を持っている。これらの要素を産業・観光・福祉・文化・教育など様々な分野で活用していくことが本町の活性化には不可欠である。

これまでの物見遊山から脱却し、本町の持つ優位性を生かし、都市や近隣市町村との連携を深め、人的交流を促進し、全国的にニーズが高まっている体験型・滞在型交流にシフトするため、体験滞在プログラムや各施設の一層の充実と受入体制の再構築が必要である。

③ 人材の育成

地域の人材を輩出してきた高校は統廃合され、現在、能登高校一校のみとなっている。さらにその一校も入学者が減少している。そのため高校の定員確保と存続、人材育成のための能登高校魅力化プロジェクトを官民協働で取り組んでいる。加えて、地域の人材の育成や担い手不足の解消には、高校卒業後の定住や進学、就職による町外転出者のＵターンが必要となる。そのためには子どもの頃から地域の風土・文化を学び、ふるさとに誇りを持てる人材を育成する必要があるが、「中学 3 年生の町に愛着を感じる割合」は、平成 27 年と令和元年のアンケートでは 10 ポイント以上下落している。小中高大の学びの連続性を図り、地域と連携して里山里海の豊かさを実現する生き方を学び、子どもたちの郷土愛を育む必要がある。

また、行政と町民・企業・金融機関など多様なステークホルダーが参加する共創ワークショップ「のと未来会議」を開催し、主体性を持ってまちづくりに関わる人材の育成を目指している。

</td>
</tr>
<tr>
<td>P. 14</td>
<td>

⑤ 地域と継続的な関わりを持つ関係人口の創出・拡大

全国的に人口減少・高齢化が進む中、地域づくりの担い手確保や地域課題の解決等を通じて、地域活力の維持・向上を図るため、関係人口の「見える化」、一過性に終わらない「関係性の持続化」、地域と関わる「ごちゃ混ぜ化」を基本方針として、官民連携で関係人口の創出・拡大に取り組む。

</td>
<td></td>
</tr>
</table>

（３）その対策

① 移住定住の促進

そのほか、ＵＩターン者の受入に対する地域住民の理解を得ることや、近隣地域における就業場所の確保、空き家情報の提供や家財処分の支援、移住者の新築・改築の支援等を行い、住まいの環境を整え、定住を促進する。

P. 15

③ 人材の育成

海洋教育や地域学、「共に創る復興」の要素を盛り込んだ探究活動などを、広く地域の方々や地元企業などの協力を得ながら推し進め、地域と関わることで、社会の一員として主体的に参画し貢献する意識や態度とともに、ふるさとを愛する心を養い、地域を支える人材や、ふるさとの価値の再認識と復興を担う人材の育成を図る。また、社会と関わる学習や、企画力やチャレンジ精神を高める学習を通じて教育の質の向上を図り、地域社会の活性化に主体的に寄与することのできる人材を育成する。

課題解決型人材としての関係人口と町内の人材、移住者等が共創する場をつくり、地域資源を活用した地域の課題解決や新たなビジネスの創出などを図る。

また、少子化が進む奥能登で能登高校の生徒確保が困難となっていることから、高校と行政機関が連携し、定員確保のための支援を行う。

《目標値》

指　　標	基　準　値 （計画開始時点）	目　標　値 （令和 12 年度）
サテライトオフィス視察件数	0 件	5 件
ＵＩターン希望者への相談窓口対応件数	51 件	113 件
外部人材（地域おこし協力隊）の登用人数	1 名	5 名
祭りの環　学生サポーター受け入れ人数	9 名	30 名

（４）事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事 業 名 （ 施設名 ）	事　業　内　容	事業主体	備考
1　移住･定住･地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	定住促進事業	町	
		ふるさと空き家活用事業	町	
		関係人口創出事業	町	
		サテライトオフィス誘致推進事業	町	
	人材育成	テレワークスキルアップセミナー事業	町	
		能登高校魅力化事業	町	
	その他	公益信託能登町エンデバーファンド 21 助成事業	町	
		過疎地域持続的発展事業	町	
		官民連携センター運営事業	町	

（３）その対策

① 移住定住の促進

そのほか、ＵＩターン者の受入れに対する地域住民の理解を得ることや、近隣地域における就業場所の確保、空き家情報の提供や家財処分の支援、移住者の新築・改築の支援等を行い、住まいの環境を整え、定住を促進する。

③ 人材の育成

子どもたちの郷土愛を深めるため、小中学校における海洋教育や公営塾「まちなか鳳雛塾」での地域学の実践等により、地域と連携して里山里海に触れる機会を創出する。

課題解決型人材としての関係人口と町内の人材、移住者等が共創する場をつくり、地域資源を活用した地域の課題解決や新たなビジネスの創出などを図る。

また、少子化が進む奥能登で能登高校の生徒確保が困難となっていることから、高校と行政機関が連携し、定員確保のための支援を行う。

《目標値》

指　　標	基　準　値	目　標　値
定住協議会を介した移住者数	平成 28～令和 2 年度 年平均 38 人	令和 3～7 年度 年平均 40 人
能登町まちづくり合宿等助成金の利用人泊数	令和元年度 5,399 人泊	令和 7 年度 6,000 人泊
共創ワークショップの開催数	令和 2 年度 4 回	令和 3～7 年度 累計 50 回

（４）事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展施策区分	事 業 名 （ 施設名 ）	事　業　内　容	事業主体	備考
1　移住･定住･地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	定住促進事業	町 定住協	
		ふるさと空き家活用事業	町 定住協	
		関係人口創出事業	町 定住協	
	地域間交流	大会合宿誘致事業	町	
	人材育成	共創ワークショップ開催事業	町 定住協	
		能登高校魅力化プロジェクト	町 能登高	

P. 17

３　産業の振興

（２）現況と問題点

① 農業

農業は本町の基幹産業であり、その形態は、米を主体として野菜、果樹、畜産が主軸をなしている。しかし、農業従事者の高齢化による離農、後継者不足や有害鳥獣被害による生産意欲の低下に伴う耕作放棄地の増加、さらには農産物の価格低迷など、様々な問題を抱えている。

このような中で、ほ場やかんがい排水対策等の生産基盤の整備に加え、有害鳥獣の駆除対策、将来の農業の担い手となる後継者や新規就農者の確保・育成と集落営農組織の育成や遊休農地の有効活用を目指すとともに、これまでのような生産だけの段階から、加工・流通・販売にも業務展開し、いかに付加価値を高める農業経営に結びつけるかが課題である。

畜産については、養豚の農家数は維持されているものの、能登半島地震の影響により乳用牛、肉用牛の農家数は減少した。養鶏農家は高齢化の進行により農家数は減少し多羽化傾向にあるが、羽数は減少しており、さらなる生産性の向上やコスト低減を図りながら、いかにして安定経営を維持するかが課題である。

３　産業の振興

（２）現況と問題点

① 農業

農業は本町の基幹産業であり、その形態は、米を主体として野菜、果樹、畜産が主軸をなしている。農業従事者の高齢化による離農、後継者不足や有害鳥獣被害による生産意欲の低下に伴い耕作放棄地が増加し、さらには農産物の価格低迷など、本町の農業は一層厳しさを増している。

このような中で、ほ場やかんがい排水対策等の生産基盤の整備に加え、有害鳥獣の駆除対策、将来の農業の担い手となる後継者や新規就農者の確保・育成と集落営農組織の育成や遊休農地の有効活用を目指すとともに、これまでのような生産だけの段階から、加工・流通・販売にも業務展開し、いかに付加価値を高める農業経営に結びつけるかが課題である。

畜産については乳用牛、肉用牛、養豚の農家数は維持されている。養鶏農家は高齢化の進行により農家戸数は減少しているものの多羽化傾向により羽数は増加しており、さらなる生産性の向上やコスト低減を図りながら、いかにして安定経営を維持するかが課題である。

P. 18

表３－１（１）　農家数・農業産出額の推移　（単位：戸、百万円）

区　分	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和２年度
総農家数	2,567	2,295	2,058	1,733	1,414	1,047
専業農家	266	231	244	298	252	
第１種兼業農家	225	105	109	46	34	
第２種兼業農家	2,076	1,270	887	668	499	
自給的農家		689	818	721	629	526
農業産出額	4,817	4,182	3,489	3,630	2,120	2,430

表３－１（２）　認定農業者数（（　）は累計 ）

令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
5（60）	5（63）	4（61）	3（59）	2（58）	0（55）	1（55）

② 林業

本町の森林面積は 200.84 ㎢で町土の 73.5%を占め、豊富な森林資源を有し、多様な木材供給が可能であるが、海外からの低価格輸入木材による影響などから林業所得は伸び悩み、加えて林業従事者の減少や高齢化、不在地主を起因とする山林の管理・保全の低下が懸念されるなど林業振興は一層深刻化している。

また、森林面積の約 4 割が人工林であり早くから森林整備が進んでいるが、間伐等の林業施業が適切に実施されない森林が増加しており、齢級別では、若齢の森林が少なく 10 齢級（46～50 年生）以上の主伐期（収穫適齢期）を迎えている森林が約 7 割を占めている。このため森林環境譲与税等を活用した育成林の伐採を適切に実施していく必要があるほか、森林病害虫対策など問題が山積している。

表３－１（１）　農家数・農業産出額の推移　（単位：戸、百万円）

区　分	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総農家数	2,567	2,295	2,058	1,733	1,414
専業農家	266	231	244	298	252
第１種兼業農家	225	105	109	46	34
第２種兼業農家	2,076	1,270	887	668	499
自給的農家		689	818	721	629
農業産出額	4,817	4,182	3,489	3,630	2,120

表３－１（２）　認定農家数（（　）は累計 ）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
4(50)	4(54)	-3(51)	2(53)	3(56)	-1(55)	1(56)

② 林業

本町の森林面積は 203.45 ㎢（平成 27 年農業センサス調べ）で町土の 74.5%を占め、豊富な森林資源を有し、多様な木材供給が可能であるが、海外からの低価格輸入木材による影響などから林業所得は伸び悩み、加えて林業従事者の減少や高齢化、不在地主を起因とする山林の管理・保全の低下が懸念されるなど林業振興は一層深刻化している。

また、森林面積の約半数が人工林であり早くから森林整備が進んでいるが、間伐等の林業施業が適切に実施されない森林が増加しており、齢級別では、若齢の森林が少なく 10 齢級（46～50 年生）以上の主伐期（収穫適齢期）を迎えている森林の割合が 60%を占めている。このため森林環境譲与税等を活用した育成林の伐採を適切に実施していく必要があるほか、森林病害虫対策など問題が山積している。

P. 19

表３－２（１）　人工林の齢級別樹林地面積　（単位：ｈａ）

	人工林面積	3 齢級以下	4～5 齢級	6～7 齢級	8～9 齢級	10 齢級以上
H19	8,419	580	1,013	1,952	2,366	2,508
H24	8,427	466	854	1,838	2,264	3,005
R1	8,426	87	435	939	1,889	5,076
R6	8,425	24	314	687	1,568	5,832

③ 水産業

本町の水産業は、沖合イカ釣り漁業と定置網漁業を主力とし、古くから天然の良港として栄えてきた。しかし近年は、従事者の高齢化や後継者不足などに加えて、漁業用燃料の価格高騰が続き、大変厳しい状況となっている。沖合イカ釣り漁業は外国漁船の違法操業による乱獲や海洋環境の変化などによる漁獲量の低迷、定置網漁業は資源管理の難しさが新たな課題となっている。

このような状況の中、水産業の活性化に向け、稚魚・稚貝の放流をはじめ、船舶の安全操業を担う無線局への補助や水揚げ不振に対する漁業共済事業、漁船等の取得資金借入に伴う利子補給などの支援に取り組んできた。同時に、労働力の確保や漁業振興策の一環として、外国人漁業実習生の受入れを行っている。

また、陸上養殖を中心に獲る漁業から育てる漁業の事業支援を進めることや、水産資源の有効活用と付加価値の向上のための施策を講じるとともに、観光資源としての利用価値を模索するなど、総合的な取り組みを進める必要がある。

表３－３（１）　漁業就業者数及び水揚高の推移　（単位：人、億円）

区　分	S63	H５	H10	H15	H20	H25	H30	R５
漁業就業者数	1,640	1,033	931	782	615	512	341	269
水揚合計額	74	80	71	45	46	32	28	35

表３－２（１）　人工林の齢級別樹林地面積　（単位：ｈａ）

	人工林面積	3 齢級以下	4～5 齢級	6～7 齢級	8～9 齢級	10 齢級以上
H19	8,419	580	1,013	1,952	2,366	2,508
H24	8,427	466	854	1,838	2,264	3,005
R1	8,426	87	435	939	1,889	5,076

③ 水産業

本町の水産業は、古くから天然の良港として栄え、沖合イカ釣り漁業と定置網漁業が主力となっている。近年、漁獲量の減少や従事者の高齢化、後継者不足などに加えて、沖合イカ釣り漁業は外国漁船の違法操業による乱獲や資源量の減少、定置網漁業は資源管理の難しさが新たな課題となっている。

このような状況の中、町では水産業の活性化に向け、魚礁の設置や稚魚・稚貝の放流をはじめ、船舶の安全操業を担う無線局への補助や水揚げ不振に対する漁業共済事業、漁船等の取得資金借入に伴う利子補給などの支援に取り組んできた。同時に、労働力の確保や漁業振興策の一環として、外国人漁業実習生の受入れを行っている。

水産資源の有効活用と付加価値の向上のための施策を講じるとともに、観光資源としての利用価値を模索するなど、総合的な取り組みを進める必要がある。

表３－３（１）　漁業就業者数及び水揚高の推移　（単位：人、億円）

区　分	S63	H５	H10	H15	H20	H25	H30
漁業就業者数	1,640	1,033	931	782	615	512	341
水揚合計額	74	80	71	45	46	32	27

P. 20

表３－４（１）　商工業の状況　（単位：店、億円）

区　分	H11	H14	H16	H19	H21	H24	H28	R３
製造業事業所数	135	76	68	62	89	87	85	75
卸売業・小売業事業所数	534	488	457	411	352	296	265	252
製造品出荷額等	172	138	122	154	100	64	63	69
年間商品販売額	287	272	259	202	200	165	130	164

⑤ 情報通信産業

人口減少・少子高齢化が進行する中にあっても、産業・経済の活性化や労働力不足への対応などの課題解決や持続可能な社会を実現するため、先端技術の開発やＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の取組を進める必要がある。

⑦ 観光

北陸新幹線県内全線開業や「能登の里山里海」の世界農業遺産認定、「能登のキリコ祭り」の日本遺産認定などにより、観光地としての能登の認知度は飛躍的に向上し、これまで数多くの観光客が訪れ、活況をとり戻しつつあるが、訪れる観光客の大半は通過型であり、宿泊観光客の宿泊日数も「1泊」の割合が多く、連泊する観光客が少ない。本町の魅力を十分堪能するうえで、通過型観光から滞在型観光へとつながる魅力的な観光地づくりが必要である。

表３－４（１）　商工業の状況　（単位：店、億円）

区　分	H11	H14	H16	H19	H21	H24	H28
製造業事業所数	135	76	68	62	89	87	85
卸売業・小売業事業所数	534	488	457	411	352	296	265
製造品出荷額等	172	138	122	154	100	64	63
年間商品販売額	287	272	259	202	200	165	130

⑤ 情報通信産業

本町の情報通信産業は、令和３年度経済センサスでは３事業所（うち２事業所は新聞社支社）という状況である。高齢化率が高く、半島という地理的条件もあって、情報産業に対する需要が少なく、起業する人材不足が要因と考えられる。

⑦ 観光

北陸新幹線金沢開業や「能登の里山里海」の世界農業遺産認定、「能登のキリコ祭り」の日本遺産認定などにより、観光地としての能登の認知度は飛躍的に向上し、これまで数多くの観光客が訪れ、活況をとり戻しつつあるが、訪れる観光客の大半は通過型であり、宿泊観光客の宿泊日数も「1泊」の割合が多く、連泊する観光客が少ない。本町の魅力を十分堪能するうえで、通過型観光から滞在型観光へとつながる魅力的な観光地づくりが必要である。

<table>
<tr><td>P. 21</td><td>

（３）その対策

① 農業

世界農業遺産「能登の里山里海」に育まれて発展してきた第１次産業の魅力を生かし、地産地消の推進、新たな特産品の開発を推進しながら、既存の農作物の品質管理を徹底し、地域ブランドの確立を図るほか、生産性の向上に資するスマート農業の導入・定着を推進する。

また、日本型直接支払制度の３本柱である多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払を推進し、担い手に集中する水路・農道等の維持管理の地域共同支援、将来に向けた農業生産活動の維持、自然環境の保全に資する追加コストを支援することで、里山里海を未来の世代に継承していくための多様な取り組みや鳥獣被害の防止対策を進める。

② 林業

林業については、本町の豊富な資源を生かすため地域産木材需要の拡大を図りながら、素材生産から加工販売までの一貫した流通加工体制を整備し、林業施業の共同化及び合理化を推進するとともに、施業委託の促進、高性能機械の導入、林道網整備、スマート林業の推進等により林業の魅力を高め、後継者を育成し林業経営の安定・近代化に努める。

</td><td>

（３）その対策

① 農業

世界農業遺産「能登の里山里海」に育まれて発展してきた第１次産業の魅力を生かし、地産地消の推進、新たな特産品の開発を推進しながら、既存の農作物の品質管理を徹底し、地域ブランドの確立を図るほか、日本型直接支払制度の３本柱である多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払を推進し、担い手に集中する水路・農道等の維持管理の地域共同支援、将来に向けた農業生産活動の維持、自然環境の保全に資する追加コストを支援することで、里山里海を未来の世代に継承していくための多様な取り組みや鳥獣被害の防止対策を進める。

② 林業

林業については、本町の豊富な資源を生かすため地域産木材需要の拡大を図りながら、素材生産から加工販売までの一貫した流通加工体制を整備し、林業施業の共同化及び合理化を推進するとともに、施業委託の促進、高性能機械の導入、林道網整備等により林業の魅力を高め、後継者を育成し林業経営の安定・近代化に努める。

</td></tr>
<tr><td>P. 22</td><td>

③ 水産業

水産業については、漁業協同組合や定置網組合などと連携して平成 28 年度に整備した水産物鮮度保持・加工処理施設を活かし、漁業収入の安定化と地域ブランド化を進めるとともに、担い手の確保・育成に努める。また、金沢大学能登海洋水産センターの養殖技術により新たに養殖業に取り組む民間事業者を支援する。

また、港湾施設や漁港施設、漁協施設等の整備、魚価向上の施策や漁業共済事業など、ハード・ソフト両事業を推進するとともに、沿岸海域に有用魚種を積極的に放流し、栽培漁業資源の維持増大に努める。

また、能登半島地震により、水産業の基盤である漁港や共同利用施設に大きな被害を受けたことから、国・県と連携し早期に生業の再建を目指す。復興にあたっては、漁業者が希望と展望をもって漁業を続けられるよう、水産業・漁村の維持・発展に向けた検討を行い、創造的復興を目指す。

⑤ 情報通信産業

あらゆる産業においてデジタル化が前提となる中、生産性向上や業務効率化だけではなく、将来の成長に向け、デジタル技術を活用した先進的な取組を創出するなど、ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、産業の競争力強化につなげるため、事業者のニーズに応じた人材・資金・技術を総合的に支援する。

</td><td>

③ 水産業

水産業については、漁業協同組合や定置網組合などと連携して平成 28 年度に整備した水産物鮮度保持・加工処理施設を活かし、漁業収入の安定化と地域ブランド化を進めるとともに、担い手の確保・育成に努める。また、金沢大学能登海洋水産センターの養殖技術により新たに養殖業に取り組む民間事業者を支援する。

また、港湾施設や漁港施設、漁協施設等の整備、魚価向上の施策や漁業共済事業など、ハード・ソフト両事業を推進するとともに、沿岸海域に有用魚種を積極的に放流し、栽培漁業資源の維持増大に努める。

⑤ 情報通信産業

有線放送の再整備により町内全域がＦＴＴＨ化され、超高速ブロードバンドが可能となったことから、情報通信産業の起業支援やサテライトオフィス等の整備と誘致を推進する。

</td></tr>
<tr><td>P. 23</td><td>

《目標値》

指　　標	基　準　値 （計画開始時点）	目　標　値 （令和 12 年度）
新規認定農業者数	1 人	現状維持
能登牛出荷頭数	690 頭	1,000 頭
水産物鮮度保持・加工処理施設による（付加価値向上）低価格魚の使用量	789 t	1,193 t
年間入込客数	60 万人	90 万人
社宅整備事業者数	0 社	2 社
商工会会員数	575 人	現状維持

</td><td>

《目標値》

指　　標	基　準　値	目　標　値
農林水産業新規就業者数（累計）	平成 27～令和元年度 6.5 人	令和 7 年度 6.8 人
「認定農業者」新規認定者	平成 27～令和元年度 19 人	令和 7 年度 現状維持
農業産出額（農業就業者 1 人あたり）	平成 29 年度 281 万円	令和 7 年度 295 万円
能登牛出荷頭数	平成 30 年度 608 頭	令和 7 年度 1,000 頭
町内漁協支所販売取扱高（漁業就業者 1 人あたり）	平成 30 年度 581 万円	令和 7 年度 現状維持
創業支援対象者	令和 2 年度 年間 44 件	年間 57 件
創業（起業）数	令和 2 年度 年間 11 件	年間 15 件

</td></tr>
</table>

観光入込客数	平成29年度 79万人	令和9年度 90万人
宿泊客数	平成29年度 11万人	令和9年度 12万人

P.24
～
P.26

（4）事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
2　産業の振興	(1)基盤整備			
	農業	町単土地改良事業 （農業用施設整備、農道台帳修正）	町	
		県営老朽ため池整備事業 （矢波地区）	県	
		県営老朽ため池整備事業 （寺分地区）	県	
		団体営農村総合整備事業 （九里川尻地区）	町	
		団体営農村総合整備事業 （上町地区）	町	
		団体営農村総合整備事業 （合鹿・駒渡地区）	町	
		農業施設管理事業 （寺田川ダム、福光ダム）	町	
	林業	林道河ヶ谷線整備事業 （舗装 L=3,285m W=4.0m）	町	
		県単荒廃地復旧事業 （県単林地保全緊急対策事業）	町	
	(2)漁港施設			
		漁港管理事業	町	
		県営漁港整備事業 （高倉漁港）	県	
	(3)経営近代化施設			
	農業	県営ほ場整備事業 （天坂・久田地区）	県	
		県営ほ場整備事業 （柳田中央第2地区）	県	
		県営ほ場整備事業 （大箱地区）	県	
		県営ほ場整備事業 （十郎原地区）	県	
		県営ほ場整備事業 （上町地区）	県	
		県営ほ場整備事業 （瑞穂地区）	県	
		県営ほ場整備事業 （瑞穂第2地区）	県	
		県営ほ場整備事業 （不動寺地区）	県	
		県営ほ場整備事業 （藤ノ瀬地区）	県	

（4）事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
2　産業の振興	(1)基盤整備			
	農業	町単土地改良事業 水路整備、農道整備	町	
		県営老朽ため池整備事業 正南池（上長尾地区）	県	
		県営老朽ため池整備事業 志賀浦池（九里川尻地区）	県	
		県営老朽ため池整備事業 矢波池（矢波地区）	県	
		県営老朽ため池整備事業 境谷池（柿生地区）	県	
		県営農業用施設石綿対策特別事業 パイプライン更新（宮崎地区）	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 用排水路施設更新（福光地区）	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 寺田川ダム設備更新（俎倉地区）	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 福光ダム・ファームポンド・配水ポンプ更新（福光地区）	県	
	林業	林道整備事業（林道舗装事業） （林道河ヶ谷線）L=3,000m　W=4.0m	町	
		林道整備事業（林道舗装事業） （林道小浦谷線）　L=540m　W=4.0m	町	
		林道整備事業 （林道橋長寿命化事業）	町	
		林業専用道整備事業（林業専用道樽子山線）　L=800m　W=3.0m	町	
		町単林道事業 林道の整備（改修）、法面保護	町	
		県単荒廃地復旧事業 県単林地保全緊急対策事業	町	
	水産業	漁場整備事業 人工魚礁整備　（小木地先）	町	
		漁場整備事業 人工魚礁整備　（松波地先）	町	
	(2)漁港施設			
		漁港改修事業 物揚場補修等	町	
		県営漁港整備事業 （高倉漁港）	県	
	(3)経営近代化施設			
	農業	県営ほ場整備事業	県	

	県営ほ場整備事業 （柳田東部地区）	県	
	県営ほ場整備事業 （曽又地区）	県	
	県営ほ場整備事業 （柿生地区）	県	
水産業	宇出津港水産物鮮度保持・加工処理施設管理事業	町	
	小規模近代化漁業施設整備事業（漁業流通改善等設備整備補助金）	民間等	
(4)地場産業の振興			
生産施設	畜産競争力強化対策整備事業 （牛舎・堆肥舎等整備）	民間等	
(9)観光又はレクリエーション			
	観光施設整備事業(やなぎだ荘、真脇温泉、ふれあいの里、五色ヶ浜・恋路海水浴場、九十九湾交流ｾﾝﾀｰ、やまびこ、観光ｻｲﾝ)	町	
	公園施設整備事業 （遠島山公園、直営管理施設）	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業			
第１次産業	水田対策指導事業	町	
	担い手育成農業機械整備支援事業	町	
	ブルーベリー振興対策事業 （ブルーベリー普及センター）	町	
	農業振興作物産地強化促進事業	町	
	世界農業遺産活用推進事業	町	
	肉用牛・乳用牛振興奨励事業	町	
	漁業振興対策事業（漁船取得、共済、保険、漁場保全等補助金）	町	
商工業・６次産業化	海洋深層水振興事業	町	
	雇用促進支援事業	町	
	創業・継承支援事業	町	
	地域資源活用ビジネス支援事業	町	
	中小企業持続化補助金事業	町	
観光	観光情報発信事業	町	
	観光誘客促進事業	町	
	観光誘客宿泊助成金	町	
	地域づくりイベント補助事業	町	
企業誘致	社宅整備事業	民間等	
	新規産業の創出・産業連携の促進事業	民間等	

	ほ場整備（柳田南部地区）		
	県営ほ場整備事業 ほ場整備（寺五地区）	県	
	県営ほ場整備事業 ほ場整備（天坂・久田地区）	県	
	県営ほ場整備事業 ほ場整備（柳田中央第２地区）	県	
	県営ほ場整備事業 ほ場整備（瑞穂地区）	県	
	県営ほ場整備事業 ほ場整備（大箱地区）	県	
	県営ほ場整備事業 ほ場整備（十郎原地区）	県	
	県営ほ場整備事業 ほ場整備（瑞穂第２地区）	県	
	県営ほ場整備事業 ほ場整備（藤ノ瀬地区）	県	
	県営ほ場整備事業 ほ場整備（不動寺地区）	県	
	県営ほ場整備事業 ほ場整備（上町地区）	県	
	県営ほ場整備事業 ほ場整備（国光・鴨川・小間生・上長尾地区）	県	
	県営ほ場整備事業 ほ場整備（曽又地区）	県	
水産業	鮮度保持・加工処理施設改修事業	町	
	小規模近代化漁業施設整備事業	民間等	
(4)地場産業の振興			
生産施設	畜産競争力強化対策整備事業 （牛舎・堆肥舎等整備）	民間等	
加工施設	能登海洋深層水施設改修事業 （設備等更新）	町	
	農業機械施設整備事業 （能登栗ブランド支援事業）	民間等	
	高品質化機械導入事業 （低温倉庫自動管理ｼｽﾃﾑ支援事業）	民間等	
(9)観光又はレクリエーション			
	観光施設整備事業 （国民宿舎能登やなぎだ荘）	町	
	観光施設整備事業 （国民宿舎能登うしつ荘）	町	
	観光施設整備事業 （真脇ポーレポーレ）	町	
	観光施設整備事業 （縄文真脇温泉浴場）	町	
	観光施設整備事業 （ふれあいの里施設）	町	
	観光施設整備事業	町	

	宿泊施設立地助成金事業	民間等	
その他	クラウド型ポイントサービス推進事業	町	
(11)その他			
	営農飲雑用水施設改修事業 （金山地区）	町	
	営農飲雑用水施設改修事業 （太田原地区）	町	
	営農飲雑用水施設改修事業 （柏木地区）	町	
	営農飲雑用水施設改修事業 （俎倉地区）	町	
	営農飲雑用水施設改修事業 （鮭尾地区）	町	
	漁港海岸保全施設整備事業 （白丸漁港海岸高潮対策）	町	
	漁港海岸保全施設整備事業 （海岸堤防老朽化対策）	町	
	県営港湾整備事業 （宇出津港、小木港）	町	

	（五色ヶ浜海水浴場）		
	観光施設整備事業（のと九十九湾観光交流センター）	町	
	観光施設整備事業 （ラブロ恋路）	町	
	観光施設整備事業 （セミナーハウスやまびこ）	町	
	観光施設整備事業 （九十九湾園地シャワー棟改修）	町	
	旧能登町役場跡地整備事業	町	
	公園施設整備事業 （ふれあいの里施設）	町	
	公園施設整備事業 （真脇遺跡公園）	町	
	公園施設整備事業 （遠島山公園）	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業			
第１次産業	担い手育成農業機械整備支援事業	町	
	ブルーベリー振興対策事業	町	
	農業振興作物産地強化促進事業	町	
	担い手育成型ｽﾏｰﾄ農業推進事業	民間等	
	沿岸沖合漁船員就業対策事業	町	
商工業・６次産業化	海洋深層水振興事業	町	
	雇用促進支援事業	町	
	定住促進支援事業	町	
	創業・継承支援事業	町	
	商工会振興補助事業	町	
	地域資源活用ビジネス支援事業	町	
観光	観光情報発信事業	町	
	観光誘客促進事業	町	
	観光誘客宿泊助成金	町	
	レンタカー利用者宿泊助成金	町	
	インセンティブ助成事業	町	
	民間飲食施設魅力向上支援事業	町	
(11)その他			
	営農飲雑用水施設改修事業 （金山地区）	町	
	営農飲雑用水施設改修事業 （太田原地区）	町	
	営農飲雑用水施設改修事業	町	

		（柏木地区）		
		営農飲雑用水施設改修事業 （俎倉地区）	町	
		営農飲雑用水施設改修事業 （鮭尾地区）	町	
		営農飲雑用水施設改修事業 （滝之坊地区）	町	
		漁港海岸保全施設整備事業 高潮対策（白丸漁港海岸）	町	
		漁港海岸保全施設整備事業 老朽化対策（鵜川漁港海岸）	町	
		漁港海岸保全施設整備事業 老朽化対策（七見漁港海岸）	町	
		漁港海岸保全施設整備事業 老朽化対策（波並漁港海岸）	町	
		漁港海岸保全施設整備事業 老朽化対策（藤波漁港海岸）	町	
		漁港海岸保全施設整備事業 老朽化対策（羽根漁港海岸）	町	
		漁港海岸保全施設整備事業 老朽化対策（白丸漁港海岸）	町	
		漁港海岸保全施設整備事業 老朽化対策（比那漁港海岸）	町	
		漁港海岸保全施設整備事業 老朽化対策（松波漁港海岸）	町	
		県営港湾整備事業 （宇出津港）	県	
		県営港湾整備事業 （小木港）	県	

P. 27

（５）産業振興促進事項

（ｉ）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備　考
能登町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和８年４月１日～ 令和13年３月31日	

１　スポーツ・レクリエーション施設

①　観光施設

（方　針）保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。

予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

（施設等）大屋根広場（倉庫棟）、大屋根広場（トイレ棟）

のと九十九湾観光交流センター

（整合性）上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

②　その他観光施設

（方　針）保有優先度と耐用年数から維持を基本とするが、赤崎海岸休憩舎は利用状況を勘案し除却とする。

九里川尻湾野営場及び赤崎海岸休憩舎については、石川県立能登少年自然の家への譲渡も検討する。

（５）産業振興促進事項

（ｉ）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備　考
能登町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和２年４月１日～ 令和８年３月31日	

１　スポーツ・レクリエーション施設

①　観光施設

（方　針）保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。

予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

（施設等）のと九十九湾観光交流センター

（整合性）上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

②　その他観光施設

（方　針）保有優先度と耐用年数から維持を基本とするが、赤崎海岸休憩舎は利用状況を勘案し除却とする。

九里川尻湾野営場及び赤崎海岸休憩舎については、石川県立能登少年自然の家への譲渡も検討する。

	民間サービスが基本である施設は、民間譲渡も検討する。 維持とする施設については、利用期限が限られる施設が主であることから、事後保全型で取り組む。 （施設等）九里川尻湾野営場、赤崎海岸休憩舎、五色ヶ浜海水浴場管理棟 恋路海水浴場更衣施設、九十九湾園地 （整合性）上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。 **③ 飲食等施設** （方　針）保有優先度から民間アイデアの活用や官民連携の可能性を検討する。 集約化により維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）ふれあいの里施設（合鹿庵、レストラン花菖蒲、ふれあいハウス、売店） （整合性）上記方針に基づき、集約化のための改修を行う。	民間サービスが基本である施設は、民間譲渡も検討する。 維持とする施設については、利用期限が限られる施設が主であることから、事後保全型で取り組む。 （施設等）五色ヶ浜海水浴場管理棟 恋路海水浴場更衣施設 （整合性）上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。 **③ 飲食等施設** （方　針）保有優先度から民間アイデアの活用や官民連携の可能性を検討するが、利用状況を勘案し、段階的に集約化を進める。 集約化により維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）ふれあいの里施設（合鹿庵、レストラン花菖蒲、ふれあいハウス、売店） （整合性）上記方針に基づき、集約化のための改修を行う。
P. 28	**④ 宿泊施設** （方　針）類似施設の集約を前提として民間譲渡や民間活用を進め、宿泊施設の規模を適正化する。 民間企業の誘致を図っており、民間の進出意向により検討する。 民間譲渡や民間活用が進まない場合は、集約化を検討する。 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）国民宿舎能登やなぎだ荘、国民宿舎能登うしつ荘、真脇ポーレポーレ ふれあいの里施設（アストロコテージ）、ラブロ恋路 セミナーハウスやまびこ、宮地交流宿泊所こぶし（体育館含む） （整合性）上記方針に基づき、民間譲渡が進まない場合は、計画的に集約化や長寿命化等の改修を行う。 **⑥ 旧施設** （方　針）保有優先度の考え方に基づき、順次除却を進める。ただし、旧真脇小学校は、収蔵物の集約先として活用する。 （施設等）旧三波小学校、旧神野小学校（体育館部分）、旧宇出津公民館 旧フルーツ管理センター（倉庫のみ）、旧訪問看護ステーション事務所 旧内浦クリーンセンター（ゴミ袋置き場兼備蓄倉庫のみ） （整合性）個別施設計画に基づき、順次除却を進める。	**④ 宿泊施設** （方　針）類似施設の集約を前提として民間譲渡や民間活用を進め、宿泊施設の規模を適正化する。 宿泊需要への対応については、各施設の経営分析等を行ったうえで、サウンディング調査、市場性の把握など別途詳細な検討を行う。 民間譲渡や民間活用が進まない場合は、集約化を検討する。 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）国民宿舎能登やなぎだ荘、国民宿舎能登うしつ荘、真脇ポーレポーレ ふれあいの里施設（アストロコテージ）、ラブロ恋路 セミナーハウスやまびこ （整合性）上記方針に基づき、民間譲渡が進まない場合は、計画的に集約化や長寿命化等の改修を行う。 **⑥ 旧施設** （方　針）保有優先度の考え方に基づき、順次除却を進める。ただし、旧真脇小学校は、収蔵物の集約先として活用する。 （施設等）能登町役場 （整合性）個別施設計画に基づき、旧能登町役場跡地については、住民の憩いの場として整備を行う。
P. 29	**2　公園施設** （方　針）保有優先度の考え方に基づき維持を基本とするが、真脇遺跡公園・柳田植物公園（管理施設）は、使用していない施設を除却したうえで維持する。 維持とする施設については、日常的な点検や定期的な点検を行い、必要に応じて維持修繕を行う。 （施設等）ふれあい里施設（管理施設）、真脇遺跡公園 （整合性）上記方針に基づき、維持する施設については必要に応じて維持修繕を行う。 **3　産業系施設** **① 漁業振興施設** （方　針）現在の指定管理者等への民間譲渡とする。	**2　公園施設** （方　針）保有優先度の考え方に基づき維持を基本とするが、真脇遺跡公園・柳田植物公園（管理施設）は、使用していない施設を除却したうえで維持する。 維持とする施設については、日常的な点検や定期的な点検を行い、必要に応じて維持修繕を行う。 （施設等）ふれあい里施設、真脇遺跡公園、遠島山公園 （整合性）上記方針に基づき、維持する施設については必要に応じて維持修繕を行う。 **3　産業系施設** **① 漁業振興施設** （方　針）現在の指定管理者等への民間譲渡とする。

	譲渡までの期間は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）宇出津水産物港鮮度保持施設・加工処理施 （整合性）上記方針に基づき、民間譲渡が進まない場合は計画的に長寿命化等の改修を行う。 **② 産業振興施設** （方　針）現在の指定管理者等への民間譲渡とする。 民間譲渡が進まない場合は、当面維持することも検討する。 維持とする場合は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底する。ただし、施設・設備の長寿命化に際し、多額の費用が必要になった場合は、施設のあり方も含めて慎重に検討を行う。 （施設等）能登海洋深層水施設 （整合性）上記方針に基づき、民間譲渡が進まない場合は計画的に長寿命化等の改修を行う。	譲渡までの期間は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）宇出津水産物港鮮度保持施設・加工処理施 （整合性）民間譲渡の検討は令和８年度以降であり、本計画期間内は基本方針に基づいた施設管理を行う。 **② 産業振興施設** （方　針）現在の指定管理者等への民間譲渡とする。 民間譲渡が進まない場合は、当面維持することも検討する。 維持とする場合は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底する。ただし、施設・設備の長寿命化に際し、多額の費用が必要になった場合は、施設のあり方も含めて慎重に検討を行う。 （施設等）能登海洋深層水施設
P. 30	**５　漁港** （方　針）老朽化が見られる施設については、優先度の高いものから順次補修・改修工事を実施する。 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、浸水被害等の防止・軽減を図る。さらに、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。 （施設等）漁港施設 （整合性）上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。	**５　漁港** （方　針） 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、浸水被害等の防止・軽減を図る。さらに、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。 （施設等）漁港施設 （整合性）上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。
P. 31	**４　地域における情報化** **（１）地域における情報化の方針** 情報通信技術の目覚ましい進歩と発展は、社会の様々な面に大きな変化をもたらした。 今後、インターネットなどの高度情報通信ネットワークを通じて多様な情報。知識を利活用できるデジタル社会においては、地理的・時間的距離を縮めるとともに、様々な分野における課題の解決や魅力ある地域づくりを促進するものと期待されている。 デジタル社会の恩恵を享受するため、産業や物流、地域公共交通、医療や教育といった多様な分野での情報化を推進し、地域活性化や地域課題の解決、住民の利便性向上に努める。 **（２）現況と問題点** **① 情報通信技術の格差の是正** 本町における情報通信技術の格差については、民間事業者による高速インターネットサービスは一部地域に限られているが、加入率が約 95%の町有線テレビ再整備工事が令和２年度に完了したことにより、町内全域で加入者宅までの光ファイバーが整備され、超高速ブロードバンドカバー率は100%となった。このことにより、インターネット環境の格差については、ほぼ解消されている。 また、地域住民に安定的なブロードバンドサービスの提供を継続するとともに、情報通信基盤の効率的な管理運営を進めるため、町有線テレビ施設の民間移行を進めるとともに、地域通信の確保に努める必要がある。 携帯電話のエリアについては、一部に不感地帯が残るものの、概ね町内全域で利用可能となっている。しかし、5G（第５世代移動通信システム）エリアの普及が都市部と比べて遅れることが見込まれており、モバイル端末におけ係る情報格差は一時的に広がることが予想される。 **② 利便性の向上** 高齢化率が高い本町では、スマートフォンの普及率が低いことが見込まれ、行政手続きのオンライン化や民間事業者におけるキャッシュレス決済導入など積極的な取り組みが進んでおらず、情報化が住民生活の利便性向上に結びついていない。	**４　地域における情報化** **（１）地域における情報化の方針** デジタル社会においては、地理的・時間的距離を縮めることが期待されている。整備された町有線テレビネットワークの超高速ブロードバンド環境を活用し、様々な分野で情報化を進めることにより、地域活性化や地域課題の解決、住民の利便性向上に努める。 **（２）現況と問題点** **① 情報通信技術の格差の是正** 本町における情報通信技術の格差については、民間事業者による高速インターネットサービスは一部地域に限られているが、加入率が約 95%の町有線テレビ再整備工事が令和２年度に完了したことにより、町内全域で加入者宅までの光ファイバーが整備され、超高速ブロードバンドカバー率は100%となった。このことにより、インターネット環境の格差については、ほぼ解消されている。 携帯電話のエリアについては、一部に不感地帯が残るものの、４Ｇ通信は、町内の広い範囲で可能となっている。今後は5Gエリアの普及が都市部と比べて遅れることが見込まれており、モバイル端末に係る情報格差は一時的に広がることが予想される。 **② 利便性の向上** 高齢化率が高い本町では、スマートフォンの普及率が低いことが見込まれ、行政手続きのオンライン化や民間事業者におけるキャッシュレス決済導入など積極的な取り組みが進んでおらず、情報化が住民生活の利便性向上に結びついていない。

③ 産業の振興

人口減少・少子高齢化が進行する中にあっても、産業・経済の活性化や労働力不足への対応などの課題解決や持続可能な社会を実現するため、先端技術の開発やＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の取組を進める必要がある。

また、農林水産業など様々な産業分野において情報通信技術を活用し、収益性の向上を図る必要がある。

③ 産業の振興

本町における情報通信産業は、事業所数が非常に少ない状況であるが、インターネット環境の格差が解消されたことにより、今後は情報通信産業の振興が期待できる。観光においても、主要な宿泊施設や観光施設にはＷｉ-Ｆｉ環境が整備されている。また、担い手不足が課題となっている農林水産業の振興において、今後はＩＣＴの活用が重要となる。

P. 32

⑤ 医療及び教育の充実

医療においては、インターネットを活用し、他の医療施設に患者の診療情報を提供し医療の連携が図られているが、一部医療施設においてインターネットが活用されていない。

教育の充実については、ＧＩＧＡスクール構想を受けて令和２年度に児童生徒１人１台の情報端末の配備が完了した。校内ネットワークを強化したほか、インターネット接続は有線放送設備を活用して１ギガの帯域を確保している。

今後は、デジタル教科書の利活用や教職員のスキルアップなどＩＣＴ教育の充実に向けた施策が必要となる。

（３）その対策

④ 地域公共交通の活性化及び再生

地域公共交通の活性化のため、ＭａａＳ（移動サービスの統合）の活用について広域での検討を行うほか、乗り合いタクシーにおける利便性向上など、今後の地域公共交通のあり方を含めて検討し、気軽に利用できる交通手段として存続を図る。

⑤ 医療及び教育の充実

医療においては、インターネットを活用し、他の医療施設に患者の診療情報を提供し医療の連携が図られているが、一部医療施設においてインターネットが活用されていない。

教育の充実については、ＧＩＧＡスクール構想を受けて令和２年度に児童生徒１人１台のタブレットＰＣの配備が完了した。学校ネットワークについても、校内ネットワークを強化したほか、インターネット接続は有線放送設備を活用して１ギガの帯域を確保している。

今後は、デジタル教科書の利活用や教職員のスキルアップなどＩＣＴ教育の充実に向けた施策が必要となる。

（３）その対策

④ 地域公共交通の活性化及び再生

地域公共交通の活性化のため、ＭａａＳの活用について広域での検討を行うほか、乗り合いタクシーにおける利便性向上など、今後の地域公共交通のあり方を含めて検討し、気軽に利用できる交通手段として存続を図る。

P. 33

⑤ 医療及び教育の充実

医療においては、診療情報の提供におけるインターネット活用の普及に努め、医療機関の連携強化、情報提供の高度化を図る。

教育の充実については、児童生徒１人１台に配備した情報端末を活用するためにデジタル教科書やデジタル教材の導入と教職員の研修等を継続的に実施していくほか、ＩＣＴ支援員を配置し、教職員のサポートや校内ネットワークの管理等を行う。

《目標値》

指　　標	基　準　値（計画開始時点）	目　標　値（令和12年度）
証明書コンビニ交付委託事業（短縮された処理時間）	333.7時間	416.7時間
窓口手数料キャッシュレス化件数	450件	1,800件
電子決済の利用割合	0 %	70.0 %

（４）事業計画（令和８年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
３　地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	告知放送施設	防災行政告知施設維持管理事業（屋外拡声器の保守管理）	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	地域情報化推進事業（インターネット委託）	町	
		新しいデジタル自治体の推進事業	町	

⑤ 医療及び教育の充実

医療においては、診療情報の提供におけるインターネット活用の普及に努め、医療機関の連携強化、情報提供の高度化を図る。

教育の充実については、タブレットＰＣを活用するためにデジタル教科書やデジタル教材の導入と教職員の研修等を継続的に実施していくほか、ＩＣＴ支援員を配置し、教職員のサポートや校内ネットワークの管理等を行う。

《目標値》

指　　標	基　準　値	目　標　値
オンライン申請可能な行政手続き	令和２年度 7	令和７年度 15
マイナンバーカード交付率	令和２年度 21.9 %	令和７年度 100 %

（４）事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
３　地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	通信鉄塔施設	携帯電話基地局整備事業	町	
	有線テレビジョン放送施設	有線放送設備事業	町	
		有線放送設備更新事業	町	
	告知放送施設	防災行政告知機器整備事業　告知端末の更新	町	
		屋外拡声器ＵＰＳバッテリー交換	町	

		防災行政無線	部再行政無線衛星系更新事業	町	
		その他情報化のための施設	公共ネットワーク整備事業	町	
			避難所情報提供環境整備事業	町	
			地域Ｗｉ－Ｆｉ整備事業	町	
			ＣＭＳ機器更新事業	町	
		(2)過疎地域持続的発展特別事業			
		情報化	電子自治体推進事業	町	
		その他	ＩＣＴ支援員配置事業	町	

P. 35	**② 地域旅客運送サービスの持続可能な提供** 公共交通の確保については、自家用車の普及や人口の減少により、地方の鉄道・バスの利用者は減少し、経営環境は非常に厳しい状況となっている。本町においても、平成 14 年 3 月にＪＲバスが撤退、平成 17 年 3 月にはのと鉄道能登線が廃止となり、利便性の低下が懸念された。現在は、県とともに運行経費の補助を行い、民間バス会社と町営のコミュニティバスによりバス交通の運行維持を図っているが、利用者が減少し運営が困難な状況である。バス事業者においては、運転手の高齢化により運転手確保などの課題もあり、路線数や系統数が減少傾向となっている。 しかしながら、利用者、とりわけ、高齢者や運転免許返納者、子どもといった交通弱者にとって、公共交通は重要な移動手段であり、交通空白地区への対応と維持確保は重要な課題である。本町では、柳田地区における住民混乗スクールバスやタクシー事業者が行う予約制乗合タクシー運行事業への支援によって交通空白地の住民の足を確保している。 また、のと里山空港が平成 15 年 7 月の開港以来、観光客をはじめ多くの旅行者が利用し、能登地域の経済はもとより住民にとってプラスの効果をもたらしている。しかし、その利用状況については地元利用者が減少傾向にあり、地元利用者の掘り起こしが課題となっている。 特に、能登半島地震の影響により従来の公共交通網の姿が大きく変化しているため、持続可能な公共交通の維持確保に向けて従来の輸送資源を最大限に活用するとともに、新たな仕組みや技術の活用も含めた検討を行う。 **（３）その対策** **① 交通施設の整備** 町道については、他の事業との関連も考慮し、また財源確保を図りながら、通勤通学や集落間、国・県道に連絡する、地域住民の生活に直結する路線の改良、歩道、融雪等の安全対策を重点的に行う。道路構築物（橋梁・トンネル等）については、町道に架かる 303 の橋や 8 のトンネルについて点検を行い、橋梁長寿命化修繕計画に基づき長寿命化と維持管理の適正化を図る。	**② 地域旅客運送サービスの持続可能な提供** 公共交通の確保については、自家用車の普及や人口の減少により、地方の鉄道・バスの利用者は減少し、経営環境は非常に厳しい状況となっている。本町においても、平成 14 年 3 月にＪＲバスが撤退、平成 17 年 3 月にはのと鉄道能登線が廃止となり、利便性の低下が懸念された。現在は、県とともに運行経費の補助を行い、民間バス会社と町営のコミュニティバスによりバス交通の運行維持を図っているが、利用者が減少し運営が困難な状況である。バス事業者においては、運転手の高齢化により運転手確保などの課題もあり、路線数や系統数が減少傾向となっている。 しかしながら、利用者、とりわけ、高齢者や運転免許返納者、子どもといった交通弱者にとって、公共交通は重要な移動手段であり、交通空白地区への対応と維持確保は重要な課題である。本町では、柳田地区における住民混乗スクールバスやタクシー事業者が行う予約制乗合タクシー運行事業への支援によって交通空白地の住民の足を確保している。 また、のと里山空港が平成 15 年 7 月の開港以来、観光客をはじめ多くの旅行者が利用し、能登地域の経済はもとより住民にとってプラスの効果をもたらしている。しかし、その利用状況については地元利用者が減少傾向にあり、地元利用者の掘り起こしが課題となっている。 **（３）その対策** **① 交通施設の整備** 町道については、他の事業との関連も考慮し、また財源確保を図りながら、通勤通学や集落間、国・県道に連絡する、地域住民の生活に直結する路線の改良、歩道、融雪等の安全対策を重点的に行う。道路構築物（橋梁・トンネル等）については、町道に架かる 304 の橋や 8 のトンネルについて点検を行い、橋梁長寿命化修繕計画に基づき長寿命化と維持管理の適正化を図る。
P. 36	**② 地域旅客運送サービスの持続可能な提供** 公共交通の確保については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、令和 5 年に策定した「能登町地域公共交通計画」の改定を図り、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通を再構築し、地域公共交通の再編と活性化を図る。 引き続き生活路線バスを利用する住民の交通機能の確保と利便性の向上のため、バス事業者への補助や利用促進対策を講じ維持存続を図るとともに、予約制乗合タクシー事業のＡＩオンデマンド化を実施し、乗り場の自由化と予約の電子化により、利便性の向上を図る。また、自家用有償旅客運送や自動運転等の新たな仕組みや技術の活用の協議を行っていく。さらに、広域的な交通を確保するため、近隣市町等と連携した取り組みを進めるとともに、のと里山空港の利活用を促進し、観光客や企業の誘致、地場産業の振興など、地域の活性化を図る。 また、交流人口の増加を図るためにのと里山空港の地元住民の利用促進や北陸新幹線とも連携し、	**② 地域旅客運送サービスの持続可能な提供** 公共交通の確保については、平成 21 年に策定した「能登町地域公共交通総合連携計画」の改定を図り、社会環境の変化や住民ニーズに合わせた公共交通施策を検討する。 引き続き生活路線バスを利用する住民の交通機能の確保と利便性の向上のため、バス事業者への補助や利用促進対策を講じ維持存続を図るとともに、予約制乗合タクシー事業の実施により交通空白地帯の解消を図る。さらに、広域的な交通を確保するため、近隣市町等と連携した取り組みを進めるとともに、のと里山空港の利活用を促進し、観光客や企業の誘致、地場産業の振興など、地域の活性化を図る。 また、交流人口の増加を図るためにのと里山空港の地元住民の利用促進や、平成 27 年に開通した

交流人口の拡大、2次交通によるアクセスの充実などを図る。

《目標値》

指　　標	基　準　値 （計画開始時点）	目　標　値 （令和12年度）
予約制乗合タクシー利用者数	5,000人	現状維持
のと里山空港搭乗率（全体）	52.8 %	62.0 %

（4）事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考
4　交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	県営道路整備事業（道路改良　N=10 路線、道路特別整備 N=5 路線）	県	
		都市計画道路街路整備事業（県営中央通り線）	県	
		都市計画道路街路整備事業（山分線）	町	
		社会資本整備総合交付金事業（町道の新設改良）	町	
		町道1級神和住柳田1号線ほか（落石対策）	町	
		町道真脇13号線（道路改良・拡幅改良 L=610m W=5.5(7.0)m）	町	
		町道矢波狙倉1号線（道路新設・拡幅改良 L=550m W=4.0(5.0)m）	町	
		町道小間生1号線（道路新設・拡幅改良 L=610m W=4.0(5.0)m）	町	
		町道1級九里川尻越坂1号線（道路改良　L=350m W=5.5(7.0-8.5)m）	町	
		町道藤ノ瀬7号線（道路拡幅・視距改良 L=600m W=4.0(6.0)m	町	
		町道1級宇出津8号線（道路改良 L=62m W=5.5(7.0)m）	町	
		町道中斉神和住1号線（道路拡幅 L=420m W=4.0(5.0)m）	町	
		町道宇出津92号線（視距改良 L=15m W=4.0(5.0)m）	町	
		町道2級本木2号線（法面改修 L=100m）	町	
		町道1級崎山1号線（法面改修 L=300m）	町	
		町道松波恋路1号線（法面改修 L=300m）	町	
		町道2級当目1号線（法面・側溝改修 L=600m）	町	
		町道真脇大沢1号線（側溝改修 L=500m）	町	

P.37
～
P.38

北陸新幹線とも連携し、交流人口の拡大、2次交通によるアクセスの充実などを図る。

《目標値》

指　　標	基　準　値	目　標　値
町道規格改良率	令和2年度 75.4 %	令和7年度 75.9 %
予約制乗合タクシー会員数	令和2年度 428人	令和7年度 520人
のと里山空港搭乗率（全体）	令和元年度 69 %	62.0 % （58～66%）

（4）事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考
4　交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	県営道路整備事業	県	
		町道1級神和住柳田1号線ほか（落石対策）10路線	町	
		町道1旧宇出津藤波2号線　道路歩道改良　L=404m W=5.5(9.0)m	町	
		町道真脇13号線　道路改良・拡幅改良 L=893m W=5.5(7.0)m	町	
		町道矢波狙倉1号線　道路新設・拡幅改良 L=550m W=4.0(5.0)m	町	
		町道小間生1号線　道路新設・拡幅改良 L=610m W=4.0(5.0)m	町	
		町道1級鴨川上長尾1号線　道路新設　L=114m W=4.0(5.0)m	町	
		町道1級九里川尻越坂1号線　道路改良　L=704m W=5.5(7.0-8.5)m	町	
		町道藤ノ瀬7号線　道路拡幅・視距改良 L=600m W=4.0(6.0)m	町	
		町道藤波宇出津1号線　道路線形改良　L=35m　W=4.0(5.0)m	町	
		町道鵜川6号線　道路新設、拡幅改良 L=120m W=4.0(5.0)m	町	
		町道1級宇出津8号線　道路改良　L=62m W=5.5(7.0)m	町	
		町道中斉神和住1号線　道路拡幅　L=422m W=4.0(5.0)m	町	
		町道宇出津92号線　視距改良　L=15m W=4.0(5.0)m	町	
		町道1級不動寺宇出津1号線　道路拡幅、視距改良　L=200m W=4.0(5.0)m	町	
		町道1級柳田国光1号線　道路拡幅、視距改良　L=205m W=5.5(7.0)m	町	
		町道北河内3号線　道路拡幅　L=120m W=4.0(5.0)m	町	
		町道2級本木2号線　法面改修 L=100m	町	

			町道小木 51 号線 （側溝改修 L=300m）	町	
			町道 2 級白丸明野 1 号線 （側溝改修 L=500m）	町	
			町道松波布浦 1 号線 （側溝改修 L=300m）	町	
			町道当目 8 号線 （側溝改修 L=500m）	町	
			町道本木武連 1 号線 （側溝改修 L=500m）	町	
			町道維持管理事業（道路延長 L=570km、道路照明灯 N=339 基）	町	
			町道維持管理事業 （道の駅桜峠）	町	
			町道維持管理事業 （駒渡、千畳敷、七見ポケットパーク）	町	
			町道法面崩壊緊急対策事業 （法面崩壊対策 N=29 か所）	町	
			トンネル長寿命化事業 （トンネル補修 N=8 本）	町	
			道の駅再整備事業 （桜峠防災機能強化）	町	
			サイクルルート整備事業	町	
		橋りょう	橋梁長寿命化事業 （橋梁補修 N=303 橋）	町	
		その他	雪寒機械整備事業 （除雪ドーザ等）	町	
			道路除雪機械購入補助事業	町	
			町道 1 級笹川宇出津 1 号線（道路消雪 L=205m、取送水施設 N=1 式）	町	
		(9)過疎地域持続的発展特別事業			
		公共交通	生活路線バス利用促進事業	町	
			予約制乗合タクシー運行事業	町	
			のと里山空港利用促進事業	町	
		その他	自主清掃活動推進事業	町	
			免許証自主返納事業	町	
			高齢ドライバーサポート事業 （運転免許更新補助）	町	

		町道 1 級崎山 1 号線 法面改修 L=320m	町	
		町道小木 12 号線 法面改修 L=110m	町	
		町道藤波 1 号線 法面改修 L=70m	町	
		町道宇出津 101 号線 法面改修 L=40m 地すべり対策	町	
		町道松波恋路 1 号線 法面改修 L=100m	町	
		町道 2 級当目 1 号線 法面改修 L=200m 側溝改修 L=400m	町	
		町道真脇大沢 1 号線 側溝改修 L=500m	町	
		町道小木 51 号線 側溝改修 L=150m	町	
		町道越坂 8 号線 側溝改修 L=400m		
		町道 2 級白丸明野 1 号線 側溝改修 L=500m	町	
		町道松波布浦 1 号線 側溝改修 L=300m	町	
		町道松波 7 号線 側溝改修 L=200m	町	
		町道駒渡 8 号線 側溝改修 L=500m	町	
		町道当目 8 号線 側溝改修 L=500m	町	
		町道豊ヶ丘宮地 1 号線 側溝改修 L=200m	町	
		町道本木武連 1 号線 側溝改修 L=500m	町	
		町道維持管理事業（側溝修繕） 町道 125 路線 L=2,500m	町	
		町道維持管理事業（維持工事） 町道 989 路線 L=572 km	町	
		道路施設点検	町	
	橋りょう	道路メンテナンス事業 橋梁点検 N=304 橋 ﾄﾝﾈﾙ点検 N=8 本	町	
		橋梁長寿命化事業 橋梁補修 N=304 橋	町	
		トンネル長寿命化事業 トンネル補修 N=8 本	町	
		町道 1 級鴨川上長尾 1 号線 橋梁架替え（孫三橋）L=54m W=5.0(6.2)m	町	
		町道上 4 号線 橋梁架替え （新五朗河原橋） L=26m W=5.0(6.2)m	町	
		町道橋梁補修 橋梁長寿命化事業 8 橋梁	町	
		町道鵜川 1 号線 橋梁架替え（中央橋） L=26.3m W=6.5(7.7)m	町	

		その他	雪寒機械整備事業 除雪ドーザ等	町	
			町道鵜川 37 号線 道路消雪 L=1,001m 取水施設 N=1 式	町	
			町道 1 級笹川宇出津 1 号線 道路消雪 L=205m 取水施設 N=1 式	町	
			町道 2 級黒川 1 号線 道路消雪 L=270m	町	
			町道 2 級瑞穂鶴町 1 号線 道路消雪 L=1,456m 取水施設 N=2 式	町	
		(9)過疎地域持続的発展特別事業			
		公共交通	コミュニティバス運行事業	町	
			生活路線バス等運行維持事業	町	
			予約制乗合タクシー運行事業	町	
			のと里山空港利用促進事業	町	
		交通施設維持	バス待合所維持管理事業	町	

P. 39	**（５）公共施設等総合管理計画等との整合** **② 橋梁** （方　針）能登町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先度の高いものから順次補修や架替えを進める。また今後は、同一地区で複数の架橋がある場合、集約化も検討する。 橋梁を良好な状態に保つため、定期的なパトロールを実施し、劣化損傷の把握に努める。 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。 （施設等）橋梁、トンネル （整合性）橋梁・トンネル整備に係る事業については、上記方針との整合性を図り、計画的に推進していく。	**（５）公共施設等総合管理計画等との整合** **② 橋梁** （方　針）能登町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先度の高いものから順次補修や架替えを進める。 橋梁を良好な状態に保つため、定期的なパトロールを実施し、劣化損傷の把握に努める。 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。 （施設等）橋梁、トンネル （整合性）橋梁・トンネル整備に係る事業については、上記方針との整合性を図り、計画的に推進していく。
P. 40	**② 下水処理** 生活排水処理施設については、健康で快適な生活環境を確保するために必要とされる施設であるが、厳しい財政事情と本町の市街地散在や住民感情などの理由により、汚水処理施設の整備率は令和6度末で81.7%と県内でも低い。	**② 下水処理** 生活排水処理施設については、健康で快適な生活環境を確保するために必要とされる施設であるが、厳しい財政事業と本町の市街地散在や住民感情などの理由により、汚水処理施設の整備率は令和2度末で81.0%と県内でも低い。
P. 41	**③ 一般廃棄物処理** 本町の一般廃棄物処理は、令和５年１月策定の「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ処理施設、埋立処分場、し尿処理施設により、適正に処理されている。 また、家電リサイクル法や容器包装リサイクル法等の施行に伴い、ごみの分別も細分化され一層の適正処理が望まれており、今後も分別排出の徹底やごみ減量化、リサイクルへの意識啓発・体制整備を強く推進していく必要がある。一方でごみの不法投棄や野焼き等が依然として発生しており、早急な対策を講じる必要がある。 ごみ処理施設である奥能登クリーンセンターについては、珠洲市との一部事務組合でＲＤＦ（固形燃料）製造施設及びリサイクルプラザを運営していた。ＲＤＦの受入先である石川北部ＲＤＦセンターが令和 4 年度をもって閉鎖されたことにより、新たなごみ焼却施設を整備し、ＲＤＦ製造施設を閉鎖した。ＲＤＦ製造施設については、令和７年度から令和８年度にかけて解体している。 埋立処分場については、現在、能都埋立処分場のみ一般受入を行っており、平成 19 年７月から柳田埋立処分場を休止、内浦埋立処分場は平成 20 年４月から海岸漂着ごみ等の特定ごみの受入体制をとっている。なお、能都埋立処分場については、浸出水処理施設の経年劣化が進んでいるため、更新	**③ 廃棄物処理** 本町の廃棄物処理は、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ処理施設、埋立処分場、し尿処理施設により、適正に処理されている。 また、家電リサイクル法や容器包装リサイクル法等の施行に伴い、ごみの分別も細分化され一層の適正処理が望まれており、今後も分別排出の徹底やごみ減量化、リサイクルへの意識啓発・体制整備を強く推進していく必要がある。一方でごみの不法投棄や野焼き等が依然として発生しており、早急な対策を講じる必要がある。 ごみ処理施設である奥能登クリーンセンターについては、珠洲市との一部事務組合でＲＤＦ（固形燃料）製造施設及びリサイクルプラザを運営しているが、ＲＤＦの受入先である石川北部ＲＤＦセンターの令和４年度末での閉鎖が表明されたことにより、新たなごみ焼却施設をの整備を行っている。 埋立処分場については、現在、能都埋立処分場のみ受入を行っており、平成 19 年７月から柳田埋立処分場を休止、内浦埋立処分場は平成 20 年４月から緊急時のみの受入体制をとっている。なお、能都埋立処分場については、浸出水処理施設の経年劣化が進んでいるため、更新や整備が必要であ

	や整備が必要である。 し尿処理施設については、平成 18 年度に珠洲市との一部事務組合の解散によって、平成 19 年度から旧内浦地区分も能登町衛生センターで処理を行っている。平成 28 年度から 29 年度にかけて、能登町衛生センター改良事業を実施し、処理方式を「標準脱窒素処理＋高度処理方式」から「直接脱水＋下水道放流方式」へと変更し、水質浄化センターで最終処理を行っている。 **④ 防災** 災害に強いまちづくりを目指すため、常日頃から災害に備えた体制づくりや、能登半島地震のような災害が発生した際には、被害を低減させるとともに、迅速かつ的確に行動できるよう、計画や体制を見直すことが必要である。そして、町民の防災意識を高め、能登町地域防災計画及び能登町水防計画に沿ったより実践的な訓練及び防災教育を実施し、自らの安全を確保するための行動と地域に即した効果的な防災対策を立てることが必要である。	る。 し尿処理施設については、平成 18 年度に珠洲市との一部事務組合の解散によって、平成 19 年度から旧内浦地区分も衛生センターで処理を行っている。平成 28 年度から 29 年度にかけて、衛生センター改良事業を実施し、汚泥を中間処理し、汚水を隣接する水質浄化センターへ放流して最終処理を行う方式へと変更している。 **④ 防災** 災害に強いまちづくりを目指すため、常日頃から災害に備えた体制づくりが重要である。町民の防災意識を高め、能登町地域防災計画及び能登町水防計画に沿ったより実践的な訓練及び防災教育を実施し、自らの安全を確保するための行動と地域に即した効果的な防災対策を立てることが必要である。
P. 42	また、災害時における地域防災力の強化を図るため、自主防災リーダーを育成するとともに、建築物の耐震化、火災防止対策、避難路の整備等を推進する必要がある。 さらに、大規模化・広域化・複合化する災害への対応や過疎・過密化への対応、高齢化による災害時要援護者への対応が求められている。 能登半島地震の際には、避難所等での備蓄物資や支援物資等の不足により、被災者の支援に支障をきたしたことから、備蓄計画や防災配備体制についても見直しを図る必要がある。また、発災直後から情報が不足し、町民や滞在者に不安と混乱が生じたことから、情報伝達手段の確保や町民へのきめ細かい情報発信が必要である。 消防体制については、奥能登広域圏事務組合を核とした関係機関や行政との連携及び消防団体制を強化し、消防防災体制の一層の充実を図るなど、消防力の強化が求められている。 そのため、消防施設・装備を計画的に整備し、防災情報システムによる通信指令体制の強化、消防職員の技術・技能の向上、消防団員確保に向けた支援を行っている。 しかし、分団によっては高齢化が進展しており、退団者の補充として若者の入団者確保が困難となっている。 また、住宅火災による被害および死傷者の軽減を図るため、住宅用火災警報器の普及など防火対策の促進や、救急需要に対する救急救命士の育成など救助体制拡充に向けた取り組みが求められている **⑤ 公営住宅** 本町では、住宅マスタープランや中長期計画により、20 団地で 320 戸程度の町営住宅を管理しており、戸数的には他市町と比べても充実しているが、小規模団地が散在している。計画的に建て替えや改善を行ってきたが、耐用年数を経過し老朽化した狭小住宅が多い現状がある。 **⑥ 能登三郷斎場・多目的交流センター、その他** 平成 8 年 12 月に供用を開始、平成 18 年 5 月からは第 2 多目的交流センターの供用を開始して現在に至っている。これまで多目的交流センターの利用率は 80%を超えている状況であったが、家族葬などの増加によって利用率は減少傾向となっている。 また、墓地公園については、これまで 621 区画の造成を行ってきたが、空きがない状況が続いており、今後も需要が見込まれるため拡張整備や合葬墓建設が必要となっている。	また、災害時における地域防災力の強化を図るため、自主防災リーダーを育成するとともに、建築物の耐震化、火災防止対策、避難路の整備等を推進する必要がある。 さらに、大規模化・広域化・複合化する災害への対応や過疎・過密化への対応、高齢化による災害時要援護者への対応が求められている。 消防体制については、奥能登広域圏事務組合を核とした関係機関や行政との連携及び消防団体制を強化し、消防防災体制の一層の充実を図るなど、消防力の強化が求められている。 そのため、消防施設・装備を計画的に整備し、防災情報システムによる通信指令体制の強化、消防職員の技術・技能の向上、消防団員確保に向けた支援を行っている。 しかし、分団によっては高齢化が進展しており、退団者の補充として若者の入団者確保が困難となっている。 また、住宅火災による被害および死傷者の軽減を図るため、住宅用火災警報器の普及など防火対策の促進や、救急需要に対する救急救命士の育成など救助体制拡充に向けた取り組みが求められている **⑤ 公営住宅** 本町では、住宅マスタープランや中長期計画により、21 団地で 350 戸程度の町営住宅を管理しており、戸数的には他市町と比べても充実しているが、小規模団地が散在している。計画的に建て替えや改善を行ってきたが、耐用年数を経過し老朽化した狭小住宅が多い現状がある。 また、若者の定住促進やU・Ｉターン等の受け皿として住宅確保が喫緊の課題であるため、民間賃貸住宅を町営住宅として借り上げる借上町営住宅事業を実施し、移住定住の促進を図っている。 **⑥ 能登三郷斎場・多目的交流センター、その他** 平成 8 年 12 月に供用を開始、平成 18 年 5 月からは第 2 多目的交流センターの供用を開始して現在に至っている。これまで多目的交流センターの利用率は 80%を超えている状況であったが、家族葬などの増加によって利用率は減少傾向となっている。 また、墓地公園については、これまで 563 区画の造成を行ってきたが、残区画がわずかとなり、今後も需要が見込まれるため拡張整備が必要となっている。

P. 43	（３）その対策 ② 下水処理 下水対策については、地域の実情にあわせて事業を導入し、町内全域で下水道処理が利用できる快適なまちを目指し、効率的・効果的な生活排水処理対策を推進するとともに、能登半島地震により甚大な被害が発生した生活排水処理施設の早期復旧に努める。 本町の下水道施設整備構想における集合処理方式で整備を予定している地域においては、全て事業を実施し、全地区で供用を開始している。 今後は、処理施設の統合や施設長寿命化などを進めるとともに、区域人口が減少し、高齢化が進む集合処理区域については、合併処理浄化槽区域への転換を検討していく。 一方で、水洗化率の向上については、下水道処理施設に対する住民意識の高揚に努め、下水道施設への接続を促すため、広報・啓発活動に積極的に取り組み加入を促進する。 ③ 一般廃棄物処理 一般廃棄物処理については、能登町分別収集計画の円滑な推進により、ごみの減量化や分別排出、リサイクル推進のための普及活動・周知徹底を図り、更なる循環型社会の構築を目指す。 また、埋立処分場やし尿処理施設における計画的な設備更新や適正管理に努める。 ④ 防災 能登半島地震や奥能登豪雨における課題や教訓を今後の災害対応に活かすため、災害対応や防災体制について検証するとともに、迅速かつ的確に対応できるよう検討する。 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、効果的な災害対策を講じるとともに町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 町民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、継続的な防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、活動支援により地域防災活動の環境を整備する。 また、災害時の初動対策、応急対策、その後の復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、町民への新たな情報伝達手段を検討するとともに、施設・設備・資機材等の整備・充実を図り、必要とされる食料・飲料水等を計画的に備蓄し、防災対応の強化に努める。 さらには、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に応じたきめ細かな施策を行う必要があり、能登半島地震や奥能登豪雨における被害や検証等を踏まえ、「能登町地域防災計画」や「能登町水防計画」等の検討や見直しを行い、国土強靱化の基本目標を踏まえ、多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。	（３）その対策 ② 下水処理 下水対策については、地域の実情にあわせて事業を導入し、町内全域で下水道が利用できる快適なまちを目指し、効率的・効果的な生活排水処理対策を行っていく。 本町の下水道施設整備構想における集合処理方式で整備を予定している地域においては、全て事業を実施し、全地区で供用を開始している。 今後は、処理施設の統合や施設長寿命化などを進めるとともに、区域人口が減少し、高齢化が進む集合処理区域については、合併処理浄化槽区域への転換を検討していく。 一方で、水洗化率の向上については、下水道処理施設に対する住民意識の高揚に努め、下水道施設への接続を促すため、広報・啓発活動に積極的に取り組み加入を促進する。 ③ 廃棄物処理 廃棄物処理については、能登町分別収集計画の円滑な推進により、ごみの減量化や分別排出、リサイクル推進のための普及活動・周知徹底を図り、更なる循環型社会の構築を目指す。 また、埋立処分場やし尿処理施設における計画的な設備更新や適正管理に努める。 ④ 防災 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、効果的な災害対策を講じるとともに町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 町民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、継続的な防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、活動支援により地域防災活動の環境を整備する。 また、災害時の初動対策、応急対策、その後の復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達体制の構築・活用、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を計画的に備蓄し、防災対応の強化に努める。 さらには、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に応じたきめ細かな施策を行う必要があり、「能登町地域防災計画」、「能登町水防計画」等において、国土強靱化の基本目標を踏まえ、多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
P. 44	⑥ 能登三郷斎場・多目的交流センター、その他 施設の経年劣化による基幹的補修が必要であり、施設整備費用や送迎バスの更新など稼働費用において、より経済効率のよい施設の管理運営を推進する一方、多目的交流センターについては個別施設計画に基づき民間譲渡についても検討していく。 また、墓地公園については、必要に応じて区画整備を行うほか、能登半島地震の影響から必要性が高まっている合葬墓の整備を行う。	⑥ 能登三郷斎場・多目的交流センター、その他 施設の経年劣化による基幹的補修が必要であり、施設整備費用や送迎バスの更新など稼働費用において、より経済効率のよい施設の管理運営を推進する一方、多目的交流センターについては個別施設計画に基づき民間譲渡についても検討していく。 また、墓地公園については、区画設定４㎡、５㎡を主とした整備を行う。

《目標値》

指　　標	基　準　値 （計画開始時点）	目　標　値 （令和12年度）
有収率	63.4 %	80.0 %
水洗率	71.8 %	75.0 %
消防団員数	267 人	300 人
防災士数	446 人	500 人
自主防災組織数	58 組織	68 組織

《目標値》

指　　標	基　準　値	目　標　値
有収率	令和２年度 81.3 %	令和７年度 86.0 %
水洗率	令和２年度 73.5 %	令和７年度 78.0 %
自主防災組織数	令和２年度 56	令和７年度 80

（４）事業計画（令和８年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考
5　生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	水道管路等耐震化推進事業 （老朽管更新 L=69,421m）	町	
		水道施設更新事業（矢波・内浦・五十里・柳田浄水場配水区）	町	
		水道施設耐震化事業 （矢波浄水場）	町	
		水道施設耐震化事業 （五十里・柳田浄水場）	町	
		水道施設耐震化事業 （配水池耐震化）	町	
		寺田川ダム設備更新事業負担金	町	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道ストックマネジメント事業 （設備更新(小木処理区)）	町	
		特定環境保全公共下水道ｽﾄｯｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ事業（設備更新(宇出津処理区)）	町	
		特定環境保全公共下水道ストックマネジメント事業（設備更新(松波処理区)）	町	
		公共下水道施設統合事業 （宇出津処理区、羽根・小浦処理区）	町	
		公共下水道施設統合事業 （松波処理区、比那処理区）	町	
	農村集落排水施設	農業集落排水事業（機能強化・処理場統廃合･耐震化(小間生(鴨川)処理区)）	町	
		農業集落排水事業（機能強化・処理場統廃合･耐震化(内浦南部(不動寺)処理区)）	町	
		農業集落排水事業（機能強化・処理場統廃合・耐震化(瑞穂(小垣)処理区)）	町	
		農業集落排水施設機器設備更新事業 （12処理区）	町	
		漁業集落排水施設機器設備更新事業 （2処理区）	町	
	その他	公共浄化槽市町村整備推進事業 （合併浄化槽設置）	町	
	(3)廃棄物処理施設			

P.45
～
P.46

（４）事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考
5　生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	水道管路耐震化事業 20,000m	町	
		水道施設更新事業（矢波・内浦・五十里・柳田浄水場配水区）	町	
		水道施設耐震化事業 （矢波浄水場）	町	
		水道施設耐震化事業 （柳田浄水場）	町	
		水道施設耐震化事業 （配水池耐震化）	町	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道ストックマネジメント事業・設備更新（小木処理区）	町	
		特定環境保全公共下水道ｽﾄｯｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ事業・設備更新（宇出津処理区）	町	
		特定環境保全公共下水道ストックマネジメント事業・設備更新(恋路処理区)	町	
		特定環境保全公共下水道ストックマネジメント事業・設備更新(松波処理区)	町	
		公共下水道ストックマネジメント事業 （全処理区・マンホールポンプ場）	町	
	農村集落排水施設	農業集落排水事業（黒川地区） 機能強化・処理場統合・耐震化	町	
		農業集落排水事業（柳田中央地区） 機能強化・耐震化	町	
		農業集落排水事業（上町地区） 機能強化・耐震化	町	
		農業集落排水事業（柳田右岸地区） 機能強化・耐震化	町	
		農業集落排水事業 設備更新	町	
		漁業集落排水事業 設備更新	町	
	その他	浄化槽市町村整備推進事業 合併浄化槽設置	町	

	ごみ処理施設	埋立処分場管理事業	町	
	(5)消防施設			
		消防ポンプ自動車整備事業（消防署）	一部事務組合	
		消防ポンプ自動車整備事業（消防団）	一部事務組合	
		高規格救急車整備事業	一部事務組合	
		消防団詰所更新事業	町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	環境	ごみの収集業務効率化事業	町	
	防災・防犯	自主防災組織育成事業	町	
		自主防災リーダー育成事業（防災士）	町	
		消防団活動維持事業	一部事務組合	

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

２　下水道施設

（方　針）日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。
能登町下水道ストックマネジメント計画に基づき、管理及び計画的な更新を行う。
地域の状況に応じて、下水道から浄化槽への見直しを検討する。

（施設等）下水道施設

（整合性）上記方針に基づき、計画的に事業を推進する。

	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	ごみ焼却施設整備事業	一部事務組合	
		能都埋立処分場改修事業 浸出水処理施設更新	町	
	し尿処理施設	衛生センター改修事業	町	
	(5)消防施設			
		耐震性貯水槽整備事業 40㎥級	一部事務組合	
		消防ポンプ自動車整備事業（消防署）	一部事務組合	
		林野火災工作車整備事業	一部事務組合	
		消防ポンプ自動車整備事業（消防団）	一部事務組合	
		高規格救急車整備事業	一部事務組合	
		消防施設整備事業（分団詰所等）	町	
	(6)公営住宅			
		町営住宅修繕 住宅外壁塗装、屋上防水等	町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	危険施設撤去	遊休施設解体事業	町	
		珠洲市能登町環境衛生組合 閉鎖施設解体負担金	珠洲市	
	防災・防犯	自主防災組織育成事業	町	
		防災備蓄品整備事業	町	
	(8)その他			
		避難路整備事業	町	
		墓地公園整備事業 墓地区画拡張	町	
		多目的交流センター改修事業	町	

５）公共施設等総合管理計画等との整合

２　下水道施設

（方　針）日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。
能登町下水道ストックマネジメント計画に基づき、管理及び計画的な更新を行う。

（施設等）下水道施設

（整合性）上記方針に基づき、計画的に事業を推進する。

P. 47	**３　供給処理施設** ① 一般廃棄物処理施設 （方　針）保有優先度の考え方に基づき、機能としては維持とする。 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）能都埋立処分場（管理棟）、能登町衛生センター （整合性）上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。 ② 葬祭場 （方　針）保有優先度の考え方に基づき民間譲渡とし、サウンディング調査等、別途調査を行う。 維持とする場合は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）能登三郷斎場（多目的交流センター） （整合性）上記方針に基づき、民間譲渡が進まない場合は計画的に長寿命化等の改修を行う。 **４　行政系施設** ① その他消防施設 （方　針）令和27年度時点で耐用年数を迎えないものは、維持とし、更新が必要なものは適正な規模で更新を行う。 本施設については、倉庫・車庫機能が主であるため事後保全型で取り組む。 （施設等）消防団詰所 （整合性）上記方針に基づき、耐用年数を迎える消防団詰所を適正規模で更新する。	**３　供給処理施設** ① 廃棄物処理施設 （方　針）保有優先度の考え方に基づき、機能としては維持とするが、受入制限中である内浦埋立処分場の管理棟は除却する。 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）能都埋立処分場、衛生センター （整合性）上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。 ② 葬祭場 （方　針）保有優先度の考え方に基づき民間譲渡とし、サウンディング調査等、別途調査を行う。 維持とする場合は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）多目的交流センター （整合性）上記方針に基づき、民間譲渡が進まない場合は計画的に長寿命化等の改修を行う。 **４　行政系施設** ① その他消防施設 （方　針）令和22年度時点で耐用年数を迎えないものは、維持とし、更新が必要なものは適正な規模で更新を行う。 本施設については、倉庫・車庫機能が主であるため事後保全型で取り組む。 （施設等）消防団詰所 （整合性）上記方針に基づき、耐用年数を迎える消防団詰所を適正規模で更新する。
P. 48	**７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進** **（１）子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針** 少子高齢化の進行、高齢単身世帯の増加、核家族化、価値観の多様化など福祉を取り巻く現状が大きく変化する中、地域の高齢者が安心して暮らせるような支援体制の構築や元気な高齢者が活躍できる環境づくりを推進する。 また、出産・子育てを家庭だけではなく地域や町全体の問題として捉え、安心して出産、子育てができる環境を地域全体で構築していく。 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境を整備するため、地域のＮＰＯや企業等も含む地域社会全体による子育て支援の充実を推進する。 障害のある方への自立への支援と社会参加を促進するため、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に基づき、障害保健福祉施策の充実を図る。 お互いに支え合い、誰もがその人らしくいきいきと暮らせるとともに、安心して次世代を育むことができる地域社会づくりを進める。 **（２）現況と問題点** **① 子育て支援の充実・確保** 出生数の減少、核家族化、女性の社会進出など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育ての精神的・経済的負担が増大し、育児への不安や悩み、児童虐待の問題が深刻化している。今後、少子化がますます加速し、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが予想される。 また、共働き世帯の増加で認定こども園や放課後児童クラブ（学童保育）への需要が高まっており、今後もさらなる保育サービスや子育て支援施設の充実等、地域ぐるみで支えあう子育て環境の向上が求められているほか、子育て相談の充実やひとり親家庭の生活支援など、生活実態に即した経済的、精神的支援や、多様なニーズへの対応を強化することが課題となっている。	**７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進** **（１）子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針** 少子高齢化の進行、高齢単身世帯の増加、核家族化、価値観の多様化など福祉を取り巻く現状が大きく変化する中、地域の高齢者が安心して暮らせるような支援体制の構築や元気な高齢者が活躍できる環境づくりを推進する。 また、出産・子育てを家庭だけではなく地域や町全体の問題として捉え、安心して出産、子育てができる環境を地域全体で構築していく。 **（２）現況と問題点** **① 子育て支援の充実・確保** 出生数の減少、核家族化、女性の社会進出など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育ての精神的・経済的負担が増大し、育児への不安や悩み、児童虐待の問題が深刻化している。今後、少子化がますます加速し、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが予想される。 また、共働き世帯の増加で認定こども園や放課後児童クラブ（学童保育）への需要が高まっており、今後もさらなる保育サービスや子育て支援施設の充実等、地域ぐるみで支えあう子育て環境の向上が求められているほか、子育て相談の充実やひとり親家庭の生活支援など、生活実態に即した経済的、精神的支援や、多様なニーズへの対応を強化することが課題となっている。

	② 高齢者等の保健・福祉の向上 令和２年国勢調査によると、本町の高齢者（65 歳以上）は 7,910 人、総人口比率にして 50.4%となっている。今後ますます高齢者のみの世帯が増えると予想され、買い物等移動困難者、ゴミ出し等日常生活で支援を要する人が増加すると考えられる。またその一方で、生産年齢人口の減少による福祉従事者不足、介護サービス等の供給不足が進むと予想される。今後は高齢者のみの世帯をいかに地域の力で支えるか等地域課題に合った地域包括ケアシステムの構築が重要となる。	**② 高齢者等の保健・福祉の向上** 平成 27 年国勢調査によると、本町の高齢者（65 歳以上）は 8,024 人、総人口比率にして 45.7%となっている。高齢者数は今後微減となることが見込まれるが、人口減少に伴い高齢化率は今後も上昇していく。 本町ではこれまで「能登町老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、介護保険制度の下で必要なサービスの供給体制確立と、生涯を通じて健康で生きがいのある生活が送れるよう、また要支援や自立に不安のある高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することのないよう、介護予防対策を図ってきた。 令和２年度には「第９次能登町高齢者保健福祉計画・第８期能登町介護保険事業計画」を策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者や高齢者を取り巻く地域の特性等を反映させ、その地域に相応しいサービスの提供体制の実現に取り組んでいる。今後は、高齢者に対する包括的で多様なサービスの提供を地域全体で支援する、地域包括ケアシステムの構築を推進することが急務となってきている。
	④ 障害者福祉の増進 障害のある人もない人も互いに支え合い、その地域で明るく生き生きと暮らしていくためには、障害のある方の生活支援や医療費助成の充実を図り、自立と社会参加を促進することが重要である。交通事故や生活習慣病などにより、障害の発生は多様化し増加傾向にあり、障害のある方のニーズが高まっているため、在宅福祉サービスの充実や社会復帰の促進など障害のある方を取り巻く環境整備を進める必要がある。 令和６年度に策定された「第７期障害者福祉計画・第３期障害児福祉計画」を踏まえ、現行サービスの充実及び新たなサービスの創生を図り、今後も障害のある方が安心して生活が送れるよう自立と社会参加を促進し、就労・活動の場の提供を図る必要がある。	**④ 障害者福祉の増進** 障害のある人もない人も互いに支え合い、その地域で明るく生き生きと暮らしていくためには、障害者の生活支援や医療費助成の充実を図り、自立と社会参加を促進することが重要である。交通事故や生活習慣病などにより、障害の発生は多様化し増加傾向にあり、障害者のニーズが高まっているため、在宅福祉サービスの充実や社会復帰の促進など障害者を取り巻く環境整備を進める必要がある。 令和２年度末に策定された「第６期障害者福祉計画・第２期障害児福祉計画」を踏まえ、現行サービスの充実及び新たなサービスの創生を図り、今後も障害者が安心して生活が送れるよう自立と社会参加を促進し、就労・活動の場の提供を図る必要がある。
P. 49	**（３）その対策** **① 子育て支援の充実・確保** 妊娠・出産・子育ての各段階を通じて母子の健康が確保されるよう、妊娠届時の支援や乳幼児健診、産後ケア事業、母子手帳と並行して使う子育てアプリの活用、こども家庭センターを中心とした相談事業などにより、切れ目のない支援の充実を図る。 子どもたちが健やかに成長できるよう世代間交流を促進するとともに、地域における子育てネットワークの形成の促進等、地域資源の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組み、地域全体で見守り、寄り添える様々な子育て支援サービスの充実を図る。児童福祉施設については、老朽化していた宇出津地区の２保育所を統合し、保育環境や保育の質の向上を図った。また、内浦地区児童館の建て替えを行い、放課後等における子どもたちの安全安心な居場所を確保し、健全な遊び及び生活を通じた健全育成を図る。	**（３）その対策** **① 子育て支援の充実・確保** 結婚・妊娠・出産・育児の各段階を通じて母子の健康が確保されるよう、妊娠届時の支援や乳幼児健診、産後ケア事業、母子手帳と並行して使う子育てアプリの活用、子育て世代包括支援センターを中心とした相談事業などにより、切れ目のない支援の充実を図る。 子どもたちが健やかに成長できるよう世代間交流を促進するとともに、地域における子育てネットワークの形成の促進等、地域資源の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組み、地域全体で見守り、寄り添える様々な子育て支援サービスの充実を図る。児童福祉施設については、老朽化している宇出津地区の２保育所を統合し、保育環境や保育の質の向上を図るほか、内浦地区児童館の建て替えを行い、放課後等における子どもたちの安全安心な居場所を確保し、健全な遊び及び生活を通じた健全育成を図る。
P. 50	**② 高齢者等の保健・福祉の向上** 令和５年度には「第 10 次能登町高齢者保健福祉計画・第９期能登町介護保険事業計画」を策定しており、それに基づいて今後も高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、老人福祉サービスと介護予防サービス等を一体的に実施していくとともに、各サービスの充実と利用の促進を図る。特に、高齢者の社会参加や生きがい活動の推進、介護予防・健康づくりの取り組みを強化し、健康寿命の延伸を目指す。 また、介護人材確保のため、介護施設への就職、再就職を支援するほか、介護ロボットやＩＣＴの活用を促進し、介護事業所や介護従事者の負担軽減を図る。 **③ 疾病予防と健康増進** 高齢化が進行する中、保健・医療・福祉が連携して、健康寿命を延ばし、町民すべてが健康で活力ある生活を営むことが出来るよう「第２次能登町健康づくり計画」「第３期能登町データヘルス計画」に基づき、ライフステージに応じた健康増進を推進する。	**② 高齢者等の保健・福祉の向上** 高齢化が進み一人暮らし高齢者が増加する中、地域の力で高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築を目指す。高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう老人福祉サービスと介護予防サービス等を一体的に実施していくとともに、各サービスの充実と利用の促進を図る。特に、高齢者の社会参加や生きがい活動の推進、介護予防・健康づくりの取り組みを強化し、健康寿命の延伸を目指す。 介護人材確保のため、介護施設への就職、再就職を支援するほか、介護ロボットやＩＣＴの活用を促進し、介護事業所や介護従事者の負担軽減を図る。 **③ 疾病予防と健康増進** 高齢化が進行する中、保健・医療・福祉が連携して、健康寿命を延ばし、町民すべてが健康で活力ある生活を営むことが出来るよう「能登町健康づくり計画」「第２期能登町データヘルス計画」に基づき、ライフステージに応じた健康増進を推進する。

特に、生活習慣病を予防するため、特定健康診査やがん検診の受診率の向上を図るほか、保健指導や栄養指導など重症化を予防する取り組みを推進する。

④ 障害者福祉の増進

障害のある方が安心して生活できるよう自立して社会参加ができる環境づくりを目指し、相談・支援体制の充実を図る。また、障害の軽減・補完・治療のため補装具、日常生活用具の給付や医療費の助成等を行う。

障害のある方が希望するサービスが利用できるようサービス量等を確保するとともに、日常生活の中で必要となる情報の取得や困りごと等の相談ができるよう、相談支援や情報提供体制の充実に取り組む。

《目標値》

指　　標	基　準　値 （計画開始時点）	目　標　値 （令和12年度）
児童センターの利用者数	14,000人	現状維持
母子オンライン相談事業（相談者数）	20件	現状維持
特定健診受診率	34.0 %	60.0 %

（４）事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事 業 名 （ 施設名 ）	事　業　内　容	事業主体	備考
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設			
	児童館	能登町こどもみらいセンター改修事業	町	
		能登町まつなみキッズセンター整備事業	町	
	(2)認定こども園			
		公立保育所改修事業（鵜川保育所、柳田保育所、うしつ保育所）	町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子ども医療費給付事業	町	
		ひとり親家庭医療費給付事業	町	
		すこやかあかちゃんお祝金給付事業	町	
		放課後児童健全育成事業	町 民間等	
		児童センター運営事業（こどもみらいセンター、まつなみキッズセンター）	町	
	高齢者・障害者福祉	配食サービス事業	町	
	健康づくり	がん検診事業	町	

特に、生活習慣病を予防するため、特定健康診査やがん検診の受診率の向上を図るほか、保健指導や栄養指導など重症化を予防する取り組みを推進する。

④ 障害者福祉の増進

障害者が安心して生活できるよう自立して社会参加ができる環境づくりを目指し、相談・支援体制の充実を図る。また、障害の軽減・補完・治療のため補装具、日常生活用品の給付や医療費の助成等を行う。

障害者が希望するサービスが利用できるようサービス量等を確保するとともに、日常生活の中で必要となる情報の取得や困りごと等の相談ができるよう、相談支援や情報提供体制の充実に取り組む。

《目標値》

指　　標	基　準　値	目　標　値
保育指数	令和2年度 47人	令和7年度 35人
放課後児童クラブ数	令和2年度 4クラブ	令和7年度 5クラブ
放課後児童支援員数	令和2年度 8人	令和7年度 11人
介護人材不足数	令和2年度 52人	令和7年度 17人
特定健診受診率	令和元年度 47.2 %	令和7年度 60.0 %

（４）事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事 業 名 （ 施設名 ）	事　業　内　容	事業主体	備考
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設			
	児童館	まつなみキッズセンター整備事業 児童館建て替え	町	
		能登町こどもみらいセンター改修事業	町	
	(2)認定こども園			
		(仮)認定こども園うしつ保育所整備事業　ひばり・しらさぎ保育所統合	町	
		公立認定こども園改修事業 （鵜川保育所、柳田保育所）	町	
		私立認定こども園設備整備事業	民間等	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子ども医療費給付事業	町	
		ひとり親家庭医療費給付事業	町	
		すこやかあかちゃんお祝金給付事業	町	
		放課後児童健全育成事業	町 民間等	
		児童センター運営事業（こどもみらいセンター、まつなみキッズセンター）	町	

		健康増進事業	町	
		障害者医療費助成事業	町	

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

１　子育て支援施設

① 保育所（認定こども園）

（方　針）保有優先度と耐用年数に基づき、維持を基本とするが、利用者数の状況を見て集約化も検討する。

維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

（施設等）認定こども園うしつ保育所、鵜川保育所、柳田保育所

（整合性）上記方針に基づき、認定こども園しらさぎ保育所と認定こども園ひばり保育所を統合する。その他は計画的に長寿命化等の改修を行う。

	高齢者・障害者福祉	配食サービス事業	町	
		生活支援ハウス運営事業	町	
		地域生活支援事業	町	
	健康づくり	特定健診・特定保健指導事業	町	
		がん検診事業	町	
		母子保健事業	町	
		健康増進事業	町	
	(9)その他			
		健康増進施設改修事業	町	

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

１　子育て支援施設

① 保育所（認定こども園）

（方　針）保有優先度と耐用年数に基づき、維持を基本とするが施設の劣化が進んでいるしらさぎ保育所とひばり保育所は集約化して新設する。

維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

（施設等）認定こども園しらさぎ保育所、ひばり保育所、鵜川保育所、柳田保育所

（整合性）上記方針に基づき、認定こども園しらさぎ保育所と認定こども園ひばり保育所を統合する。その他は計画的に長寿命化等の改修を行う。

P. 52

② 児童館

（方　針）各地区における子どもの居場所機能として、維持を基本とするが、老朽化している施設は規模を縮小して更新する

予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

（施設等）能登町こどもみらいセンター、能登町まつなみキッズセンター

（整合性）上記方針に基づき、能登町まつなみキッズセンターを規模縮小して更新する。能登町こどもみらいセンターは、計画的に長寿命化等の改修を行う。

２　保健・福祉施設

① 社会福祉施設

（方　針）各小学校のプール機能を集約化し、屋内プールを整備する。新総合体育館との複合化施設として計画する。

温浴機能については民間による運営の可能性を検討する。

能登七見健康福祉の郷「なごみ」の温泉・プール棟部分は除却する。復興期において、民間の活用状況によってデイサービス・食堂部分等は残すことも検討する。

予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

（施設等）能登七見健康福祉の郷「なごみ」

（整合性）上記方針に基づき、大規模改修を行う場合は他施設機能の複合化を検討する。

② 児童館

（方　針）各地区における子どもの居場所機能として、維持を基本とするが、老朽化している施設は規模を縮小して更新する

予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

（施設等）能登町こどもみらいセンター、まつなみキッズセンター

（整合性）上記方針に基づき、まつなみキッズセンターを規模縮小して更新する。能登町こどもみらいセンターは、計画的に長寿命化等の改修を行う。

２　保健・福祉施設

① 社会福祉施設

（方　針）保有優先度と耐用年数に基づき、計画期間内は維持とするが、運営に関しては見直しを検討する必要がある。大規模改修時には、現在提供されているサービスの見直し及び他施設機能複合化を検討する。

予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

（施設等）能登七見健康福祉の郷「なごみ」

（整合性）上記方針に基づき、大規模改修を行う場合は他施設機能の複合化を検討する。

P. 53

８　医療の確保

（２）現況と問題点

② 医師等の確保

医師の臨床研修制度の影響により、研修体制のある都市圏の大規模病院や大学病院等に人材が偏在するようになり、地域のニーズに対応する医師の確保は十分ではない。また医療従事者の高齢化が進んでおり確保が急務となっている。

P. 54

《目標値》

指　　標	基　準　値 （計画開始時点）	目　標　値 （令和 12 年度）
看護師修学資金貸与者		各年度５名

（４）事業計画（令和８年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事 業 名 （ 施設名 ）	事　業　内　容	事業主体	備考
７　医療の確保	(1)診療施設			
	病院	医療機器整備事業	町	
		医療機器修繕事業	町	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院	看護師等修学資金事業	町	
		病院経営安定補助事業	町	
	(4)その他			
		医師住宅改修事業	町	

P. 55

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

１　医療施設

（方　針）地域医療の基幹病院として、医療・保健・福祉の総合的なサービスと格差のない医療の提供を果たすため、今後も必要な機能を確保する。

施設の管理にあたっては、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に努める。

（施設等）公立宇出津総合病院

（整合性）上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

P. 56

９　教育の振興

（１）教育振興の方針

学校教育においては、小中学校の教育環境を整えるために、「能登町立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画」に沿い確実に進める。また、主体的に社会に関わることができる子の育成を目指し、教育ＤＸやＧＩＧＡスクール構想の推進による学びの質の向上を図る。

社会教育では、公民館を地域コミュニティの中核として、地域の特色を生かした生涯学習活動の展開、老朽化した公民館、社会教育施設、体育施設などについて計画的に更新を進める。

８　医療の確保

（２）現況と問題点

② 医師等の確保

医師の臨床研修制度の影響により、研修体制のある都市圏の大規模病院や大学病院等に人材が偏在するようになり、地域のニーズに対応する医師の確保は十分ではない。また薬剤師の高齢化が進んでおり確保が急務となっている。

《目標値》

指　　標	基　準　値	目　標　値
薬剤師修学資金貸与者		各年度１名
看護師修学資金貸与者		各年度５名

（４）事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事 業 名 （ 施設名 ）	事　業　内　容	事業主体	備考
７　医療の確保	(1)診療施設			
	病院	本館改修事業 （建築設備）	町	
		設備機器改修事業	町	
	その他	医療機器整備事業	町	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院	医師修学資金事業	町	
		看護師等修学資金事業	町	
	(4)その他			
		医師住宅改修事業	町	

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

１　医療施設

（方　針）地域医療の基幹病院として、医療・保健・福祉の総合的なサービスと格差のない医療の提供を果たすため、今後も必要な機能を確保する。

施設の管理にあたっては、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

（施設等）公立宇出津総合病院

（整合性）上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

９　教育の振興

（１）教育振興の方針

学校教育においては、児童生徒の減少を踏まえて、小中学校の適正配置について検討するとともに、ＩＣＴ教育環境の整備やスクールバスの充実など教育環境の充実を図る。

社会教育では、公民館を地域コミュニティの中核として、地域の特色を生かした生涯学習を推進する。また老朽化している公民館については計画的に適正規模での更新を進める。

	（２）現況と問題点 ① 学校教育 学校教育については、令和６年能登半島地震における被災後も、義務教育の歩みを止めないと、学校再開を震災後３週間で果たした。ふるさと能登町への誇りと愛着を醸成し、地域で貢献できる人づくりを進めていく必要がある。そのために、ふるさと教育、防災教育を核とした、主体的に学び行動できる児童生徒の育成が大切となる。 そこで、知・徳・体のバランスのとれた教育活動を実践するための教育環境の整備、とりわけ教育ＤＸの推進に向けた整備は欠かすことはできない。また、多様なニーズへの対応も大きな教育課題であり、学校、家庭、地域が一体となって、児童生徒の健全育成に関わる体制づくりを進めていく必要がある。 町立学校は、小学校５校、中学校３校であり、今後、中学校は段階的に統廃合し、将来的には１校とする。小学校も全校児童数が 30 人程度となる時期となったときには、統廃合を検討することとしている。施設については、８校中、５校が築 40 年以上経過しているが、耐震化等の改修は完了している。今後、長寿命化の改修工事を含め、現在の児童生徒数に応じた建て替えなども必要となってくる。 また、能登半島地震で被災し、新築建て替えの１校を含め、被災した校舎、体育館、グラウンド等の早期復旧による教育環境の確保を確実に進める。 ② 社会教育 社会教育については、生涯にわたる学習の拠点である公民館を中心に、各地域の特色を生かした幅広い年齢層が参加できる実利的な学習活動を展開している。しかし、震災以前から、地域によって活動に差異が見られ、あるいは参加者が固定化されるなど、生涯学習活動に対する町民の意識は、必ずしも高いとはいえない状況にある。震災を経た今日においては、避難所として利用した住民らの公民館に対する意識が変化し、公民館を利用し、活動に参加する住民らが増え始めている。今後は、震災後の社会環境の変化に対応し、新たな地域コミュニティの形成の中核として、地域のニーズに寄り添いつつ、核となるリーダー等の養成や老朽化公民館の解消、高度情報化社会に対応できる活動内容の充実が求められている。 集会施設については、地区住民の集会や交流の場を確保するため建設されてきたが、近年のライフスタイルの変化に伴い、利用頻度が低下してきている。また、他市町では、地区で所有していることが多く、当町においても地区所有と町所有の集会所があり、公平性を保つ必要がある。 図書館については、これまで宇出津地区に町立中央図書館、柳田地区に教養文化館が整備されていた。内浦総合支所整備に合わせて、令和元年度に複合施設として松波図書館を整備し、図書館利用における住民の利便性が向上した。 スポーツ活動の拠点としての体育施設は、藤波運動公園、内浦総合運動公園を中心とした社会体育施設と町内小中学校の学校体育施設を開放し、地域住民の健康づくりや地域づくりの場として利用されていたが、能登半島地震により被災したことから、施設の早期復旧と機能強化を図るとともに、長期的、総合的な展望に立って整備・集約化を検討する必要がある。	（２）現況と問題点 ① 学校教育 学校教育については、児童生徒の基礎学力の定着及び学習意欲と活用力の向上に対し重点的に取り組むとともに、将来の目標を持って自発的な学習態度を身につける教育環境や心身ともに健康で人間性豊かな調和のとれた児童生徒の育成を目指した教育の実践のほか、創造性を育てたくましい気概と豊かな心を育み児童生徒の個性を生かす教育、国際交流活動として外国語指導助手の招致や情報教育としてＩＣＴ教育環境の整備など時代の要請に応じた学校教育の充実を推進している。近年は、いじめや不登校等が問題となっており、人権教育の取り組みや学校・家庭・地域が一体となった早期発見や相談体制の充実を図る必要がある。 学校施設については、小学校５校、中学校４校となっている。施設は９校中７校が築 40 年以上経過しており、耐震化等の大規模改修は完了しているが設備の老朽化が進んでいる。 また、少子化により児童生徒の減少が進んでいる。 ② 社会教育 社会教育については、各地域の特色を生かし、生涯学習の拠点として公民館を中心に体験学習的な活動を行っている。しかし、地域により活動の差が見られたり、あるいは参加者の顔ぶれが毎回同じであったりと、生涯学習活動に対する町民の意識は、必ずしも高いとは言えない状況にある。今後は、地域のリーダー等の養成や老朽公民館の解消、高度情報化社会に対応できる活動内容の充実が求められている。 集会施設については、地区住民の集会や交流の場を確保するため建設されてきたが、近年のライフスタイルの変化に伴い、利用頻度が低下してきている。また、他市町では、地区で所有していることが多く、当町においても地区所有と町所有の集会所があり、公平性を保つ必要がある。 図書館については、これまで宇出津地区に町立中央図書館、柳田地区に教養文化館が整備されていた。内浦総合支所整備に合わせて、令和元年度に複合施設として松波図書館を整備し、図書館利用における住民の利便性が向上した。 スポーツ活動の拠点としての体育施設は、藤波運動公園、内浦総合運動公園を中心とした社会体育施設と町内小中学校の学校体育施設を開放し、地域住民の健康づくりや地域づくりの場として利用されている。社会体育施設や学校体育施設は散在や老朽化が問題となっており、今後は長期的、総合的な展望に立って整備検討する必要がある。
P. 57 ～ P. 58	（３）その対策 ① 学校教育 能登町を支える健全で活力あふれる次代を担う能登っ子の育成を目指し、教育環境の充実を図るため、安全な通学手段の確保や通学費制度等を確立するとともに、小中高が連携した教育の推進と地域に根差した教育を推進する。併せて、児童生徒の学力向上や学習活動へのきめ細かな支援を行い、教育環境の充実を図る。また、教育ＤＸの推進に向けて、ＧＩＧＡスクール構想に基づいて整備した学校ネットワークや１人１台配備した情報端末を活用し、電子黒板の導入を進め、デジタル教科書やデジタル教材を活用し、ＩＣＴ教育のさらなる推進を図る。そのために、コンピュータ等の保守保全を含め、ＩＣＴ支援員は学校に不可欠である。 また、学校施設については、老朽化した施設の改修や解体、時代に即した教育環境設備の充実を図るとともに、能登半島地震により被災した校舎・体育館・グラウンド等の早期復旧を行う。特に甚大	（３）その対策 ① 学校教育 能登町を支える健全で活力あふれる次代を担う能登っ子の育成を目指し、教育環境の充実を図るため、安全な通学手段の確保や通学費制度等を確立するとともに、小中高が連携した教育の推進と地域に根差した教育を推進する。併せて、児童生徒の学力向上や学習活動へのきめ細かな支援を行い、教育環境の充実を図る。また、ＧＩＧＡスクール構想に基づいて整備した学校ネットワークや１人１台配備したタブレットＰＣを活用するため、デジタル教科書やデジタル教材の導入を進め、ＩＣＴ教育の推進を図る。 また、学校施設については、老朽化した施設の改修や時代に即した教育環境設備の充実を図るとともに、少子化傾向等を考慮して小中学校の再編を検討する。老朽化した廃校舎の解体も進める。

な被害を行けた松波小学校を建替え、教育環境の改善を図る。また、少子化傾向等を考慮して小中学校の再編を検討する。
発達段階に応じた防災教育を実施することで、生きる力を育て、自助、共助、公助の防災意識を高める。

② 社会教育

総合的な生涯学習活動を目指し、現在行われている学習活動やボランティア活動などの自主的な活動をさらに促進する。公民館は地域コミュニティの中心であり、老朽化している施設については、長寿命化や適正規模での更新を行うなど施設整備を計画的に行う。また、能登半島地震により被災した施設の早期復旧と機能強化を図る。

集会施設については、地域移譲とし、地区が保有したあとの支援体制が必要であり、具体的な支援制度の創設（「能登町地域コミュニティ活性化事業補助金」）を行う。

いつでも、どこでも、誰もが、気軽に活動できるスポーツ社会の実現を目指し、地域に合ったスポーツ活動の普及・振興を図る。一方で、学校体育施設の開放と利用促進を進める。また、能登半島地震により被災した施設の早期復旧と機能強化を図るとともに、集約化について検討する。

また、各種施設を利用した大会の開催や誘致を積極的に行うとともに、ふるさとに愛着が持てる教育の充実や青少年の健全育成を推進する。

《目標値》

指　　標	基　準　値 （計画開始時点）	目　標　値 （令和12年度）
町内中学生の能登高校への進学率	56.8 ％	60.0 ％

② 社会教育

総合的な生涯学習活動を目指し、現在行われている学習活動やボランティア活動などの自主的な活動をさらに促進する。公民館は地域コミュニティの中心であり、老朽化している施設については、長寿命化や適正規模での更新を行うなど施設整備を図る。

集会施設については、地域移譲とし、地区が保有したあとの支援体制が必要であり、具体的な支援制度の創設（「能登町地域コミュニティ活性化事業補助金」）を行う。

いつでも、どこでも、誰もが、気軽に活動できるスポーツ社会の実現を目指し、地域にあったスポーツ活動の普及・振興を図る。一方で、学校体育施設の開放と利用促進を進めるほか老朽化した社会体育施設の集約化について検討する。

また、各種施設を利用した大会の開催や誘致を積極的に行うとともに、ふるさとに愛着が持てる教育の充実や青少年の健全育成を推進する。

《目標値》

指　　標	基　準　値	目　標　値
旧学校施設（廃校舎）数	令和２年度 6	令和７年度 1
学校施設のトイレ洋式化率	令和２年度 56.5 ％	令和７年度 75 ％
中学生英検３級以上取得率	令和２年度 49.5 ％	令和７年度 60 ％
ＩＣＴを活用した学校交流学習 （小中学校９校）	令和２年度 実施校０	令和７年度 全９校実施

P. 59

（４）事業計画（令和８年度～12年度）

持続的発展施策区分	事 業 名 （ 施設名 ）	事　業　内　容	事業 主体	備考
８　教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	学校施設改築事業	町	
		学校施設維持管理事業	町	
	屋内運動場	屋内運動場空調整備事業	町	
	水泳プール	屋内プール新設事業	町	
	スクールバス・ ボート	スクールバス購入事業	町	
	その他	学校施設避難所機能強化事業	町	
		電子黒板導入事業	町	
	(3)集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館施設更新事業	町	
	集会施設	地域コミュニティ活性化助成事業	民間等	

（４）事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事 業 名 （ 施設名 ）	事　業　内　容	事業 主体	備考
８　教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	町立小・中学校施設改修事業 （大規模改修、設備改修）	町	
	スクールバス・ ボート	スクールバス購入事業	町	
	その他	町立小・中学校設備整備事業 （鉄棒・ブランコ等更新）	町	
		町立小・中学校設備整備事業 （特別支援教室設備改修）	町	
	(3)集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館改修事業 （大規模改修、設備改修）	町	
		公民館集約化事業 （白丸公民館、白丸コミュニティ施設）	町	
	集会施設	地域コミュニティ活性化助成事業 （集会所建設、改修補助）	民間等	

		（集会所建設、改修補助）		
	体育施設	能登町総合体育館（仮称）整備事業	町	
		社会体育施設維持管理・運営事業（能都体育館、柳田体育館、藤波運動公園）	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	ＩＣＴ教育推進事業	町	
		スクールバス管理運行事業	町	
		通学費補助事業	町	
	生涯学習・スポーツ	テニスのまちづくり推進事業（藤波運動公園指定管理費）	町	
		能登町まちづくり合宿等助成金事業	町	
		星のふる里発信事業（満天星）	町	
		公民館地域活性化事業	町	
		美術館維持管理事業（羽根万象美術館）	町	
	その他	廃校舎解体事業	町	

	体育施設	内浦総合運動公園改修事業（内浦体育館、内浦第二体育館、内浦野球場の改修）	町	
		藤波運動公園改修事業（テニスコート）	町	
	図書館	図書館改修事業（柳田教養文化館改修）	町	
	その他	満天星改修事業（大規模改造、設備改修）	町	
		松波城址整備事業	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	ＩＣＴ教育推進事業	町	
	生涯学習・スポーツ	テニスのまちづくり推進事業（藤波運動公園指定管理費）	町	
	その他	廃校舎解体事業	町	

P. 60	**（５）公共施設等総合管理計画等との整合** **１　学校教育系施設** **①　小学校** （方　針）「能登町立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画」（令和５年３月策定）に基づいて進める。 再編等の検討の結果、維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 各小学校のプール機能を集約化し、屋内プールを整備する。新総合体育館との複合施設として計画する。 （施設等）宇出津小学校、鵜川小学校、柳田小学校、松波小学校、小木小学校 （整合性）上記方針に基づき、計画的に改修を実施する。 **②　中学校** （方　針）「能登町立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画」（令和５年３月策定）に基づいて進める。 再編等の検討の結果、維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）能都中学校、柳田中学校、松波中学校、能都中学校小木校舎（旧小木中学校） （整合性）上記方針に基づき、計画的に改修を実施する。	**（５）公共施設等総合管理計画等との整合** **１　学校教育系施設** **①　小学校** （方　針）今後の児童数の推移も踏まえて、別途再編等の検討が必要と考えられる。 再編等の検討の結果、維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）宇出津小学校、鵜川小学校、柳田小学校、松波小学校、小木小学校 （整合性）上記方針に基づき、計画的に改修を実施する。 **②　中学校** （方　針）今後の生徒数の推移も踏まえて、別途再編等の検討が必要と考えられる。 再編等の検討の結果、維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）能都中学校、柳田中学校、松波中学校、小木中学校 （整合性）上記方針に基づき、計画的に改修を実施する。
P. 61	**２　町民文化系施設** **①　公民館** （方　針）分館については、劣化も進んでおり安全面に課題があるため廃止とする。 計画期間内に耐用年数を迎えない施設は維持とする。 計画期間内に耐用年数を迎えるものは、適正な規模で更新する。	**２　町民文化系施設** **①　公民館** （方　針）分館については、劣化も進んでおり安全面に課題があるため廃止とする。 計画期間内に耐用年数を迎えない施設は維持とする。 計画期間内に耐用年数を迎えるものは、適正な規模で更新する。

	維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）15 公民館、3 公民館分館 （整合性）上記計画に基づき、耐用年数を迎える公民館は適正規模で更新し、維持する公民館については計画的に改修等を行う。 **② 集会施設** （方　針）移譲に向けての条件や施設の改修等の支援の制度設計を行ったうえで、地区と協議し地域移譲を進める。 （施設等）町保有の 41 集会所 （整合性）上記方針に基づき、地域移譲をすすめる。移譲後の修繕や改修に対する支援制度として「能登町地域コミュニティ活性化事業補助金」を創設。 **3　社会教育系施設** **① 博物館等** （方　針）保有優先度や耐用年数、利用状況を勘案し、維持とする。 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）能登町真脇遺跡縄文館、藤波テニスミュージアム、能登内浦のドブネ収蔵庫 能登町文化財収蔵庫、石川県柳田星の観察館満天星 （整合性）上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。	維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）15 公民館、3 公民館分館 （整合性）上記計画に基づき、耐用年数を迎える公民館は適正規模で更新し、維持する公民館については計画的に改修等を行う。また、個別施設計画に基づき白丸公民館と白丸コミュニティ施設の集約化を行う。 **② 集会施設** （方　針）保有優先度は低いため、移譲に向けての条件や施設の改修等の支援の制度設計を行ったうえで、地区と協議し地域移譲を進める。 （施設等）町保有の 54 集会所 （整合性）上記方針に基づき、地域移譲をすすめる。移譲後の修繕や改修に対する支援制度として「能登町地域コミュニティ活性化事業補助金」を創設。 **3　社会教育系施設** **① 博物館等** （方　針）真脇エリアを文化ゾーンとして位置付け、郷土館・歴史民俗資料館・益谷秀次記念館・西谷啓治記念館の収蔵物については旧真脇小学校へ集約化を検討する。 その他の施設は、保有優先度や耐用年数、利用状況を勘案し、維持とする。 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）石川県柳田星の観察館満天星 （整合性）上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。
P. 62	**4　スポーツ・レクリエーション施設** **① 体育館** （方　針）能都第二体育館以外の体育館は、旧耐震施設であることから修繕せず除却とし、新体育館を整備する 新総合体育館が整備されるまでは、小中学校の体育館を開放し対応する。 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）能都体育館、能都第二体育館、柳田体育館、内浦体育館 内浦スポーツ研修センター （整合性）上記方針に基づき、体育施設の集約化を行う。 **② 野球場** （方　針）柳田野球場は維持とし、その後整備方針については利用状況を踏まえて検討する。 内浦野球場は除却とし、能都野球場は現在活用中のため中期を目途に除却とする。 跡地の利活用について検討が必要となる。 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）能都野球場、柳田野球場、内浦野球場 （整合性）上記方針に基づき、体育施設の集約化を行う。	**4　スポーツ・レクリエーション施設** **① 体育館** （方　針）能都第二体育館以外の体育館を、総合運動公園として他のスポーツ施設も有し、利用者数の多い内浦体育館に集約化する。 能都体育館・柳田体育館については、当面の間は使用を継続するが、改修や大規模修繕が発生した場合はこれを行わず使用を停止する。 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）内浦体育館 （整合性）上記方針に基づき、体育施設の集約化のため内浦体育館の改修を行う。 **② 野球場** （方　針）総合運動公園として、他のスポーツ施設も有し利用者の多い内浦野球場に集約化を検討する。 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。 （施設等）内浦野球場 （整合性）上記方針に基づき、体育施設の集約化のため内浦野球場の改修を行う。

③ テニスコート

（方　針）保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。
予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

（施設等）藤波運動公園管理中央センター、屋内テニスコート

（整合性）上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

③ テニスコート

（方　針）保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。
予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

（施設等）藤波運動公園

（整合性）上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

P. 63

１０　集落の整備

（４）事業計画（令和８年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9　集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備			
		地域コミュニティ活性化助成事業（集会所建設補助）	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	空き家等対策事業（危険空き家解体補助）	町	

１０　集落の整備

（４）事業計画（令和３度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9　集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	空き家等対策事業（危険空き家解体補助）	町	

P. 65

（４）事業計画（令和８年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10　地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	能登町収蔵庫整備事業（旧真脇小学校）	町	
	その他	真脇遺跡整備事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	デジタルアーカイブ推進事業（町村史）	町	

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

１　社会教育系施設

①　博物館等

（方　針）保有優先度や耐用年数、利用状況を勘案し、維持とする。
維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

（施設等）能登町真脇遺跡縄文館、藤波テニスミュージアム、能登町文化財収蔵庫、能登内浦のドブネ収蔵庫、石川県柳田星の観察館満天星

（整合性）上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

（４）事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10　地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	文化財等保存展示施設整備事業（旧真脇小学校改修）	町	
		文化財保存修復事業	町	
		真脇縄文館改修事業（長寿命化、設備改修）	町	
	その他	真脇遺跡整備事業	町	
		松波城址保存整備事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	「能登町の歴史・文化・自然」刊行事業	町	

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

１　社会教育系施設

①　博物館等

（方　針）真脇エリアを文化ゾーンとして位置付け、郷土館・歴史民俗資料館・益谷秀次記念館・西谷啓治記念館の収蔵物については旧真脇小学校へ集約化を検討する。
その他の施設は、保有優先度や耐用年数、利用状況を勘案し、維持とする。
維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

（施設等）旧真脇小学校、真脇遺跡縄文館

（整合性）上記方針に基づき、旧真脇小学校を文化財収蔵施設として集約化するための改修を行う。その他の施設については、計画的に長寿命化等の改修を行う。

P. 66

《目標値》

指　　標	基　準　値 （計画開始時点）	目　標　値 （令和12年度）
住宅用太陽光発電設置補助金の申請件数	8件	現状維持

（４）事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事 業 名 （ 施設名 ）	事　業　内　容	事業主体	備考
11　再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	Ｃｏ２削減関連事業	町	

《目標値》

指　　標	基　準　値	目　標　値
再生可能エネルギーを利用する公共施設数	令和2年度 2	令和7年度 5

（４）事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事 業 名 （ 施設名 ）	事　業　内　容	事業主体	備考
11　再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設			
		公共施設太陽光パネル設置事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光発電システム設置補助事業	町	

P. 67

１３　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）現況と問題点

① 自然環境の保全及び再生

本町は、世界農業遺産「能登の里山里海」の認定が示すように、豊かな自然を背景に人の営みが受け継がれてきた地域である。しかし、人の営みにより形成・維持されてきた里山は、過疎・高齢化の進行等により、人の手が入らなくなり荒廃が進み、地域住民だけでは里山の維持が困難な状況となっている。

本町の海岸線は能登半島国定公園に指定され、海岸景観や温泉等豊かな自然環境は観光資源としても重要である。

近年は、イノシシをはじめとした鳥獣被害が増加している。シカやクマ等の目撃もあり、鳥獣被害対策の充実・強化が必要である。

（２）その対策

① 自然環境の保全及び再生

世界農業遺産認定から10年以上経過し、改めて里山里海の保全・利活用に関する意識の向上を図り、保全活動等への支援を検討する。

能登半島国定公園内の景観や施設について適切に維持管理を行い、観光資源としての魅力向上や利用の促進を図るほか、環境負荷の少ない電気自動車の普及のため、充電設備の設置について検討する。

鳥獣被害対策については、集落単位での取り組みを支援するほか、狩猟免許取得助成などを行い捕獲の担い手育成を図る。引き続き電気柵の設置を推進し、捕獲報償金については適宜見直しを図りながら個体数の削減に努める。

（３）事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事 業 名 （ 施設名 ）	事　業　内　容	事業主体	備考
12　その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)自然環境の保全及び再生			
		鳥獣被害防止対策事業	町	

１３　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）現況と問題点

① 自然環境の保全及び再生

本町は、世界農業遺産「能登の里山里海」の認定が示すように、豊かな自然を背景に人の営みが受け継がれてきた地域である。しかし、人の営みにより形成・維持されてきた里山は、過疎・高齢化の進行等により、人の手が入らなくなり荒廃が進み、地域住民だけでは里山の維持が困難な状況となっている。

本町の海岸線は能登半島国定公園に指定され、海岸景観や温泉等豊かな自然環境は観光資源としても重要である。

近年は、イノシシをはじめとした鳥獣被害が増加している。シカやクマ等の目撃も増えており、鳥獣被害対策の充実・強化が必要である。

（２）その対策

① 自然環境の保全及び再生

世界農業遺産認定から10年を迎え、改めて里山里海の保全・利活用に関する意識の向上を図り、保全活動等への支援を検討する。

能登半島国定公園内の景観や施設について適切に維持管理を行い、観光資源としての魅力向上や利用の促進を図るほか、環境負荷の少ない電気自動車の普及のため、充電設備の設置について検討する。

鳥獣被害対策については、集落単位での取り組みを支援するほか、狩猟免許取得助成などを行い捕獲の担い手育成を図る。引き続き電気柵の設置を推進し、捕獲報償金については適宜見直しを図りながら個体数の削減に努める。

（３）事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事 業 名 （ 施設名 ）	事　業　内　容	事業主体	備考
12　その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	鳥獣被害対策	鳥獣被害防止対策事業	町	

P. 68

～

P. 71

事業計画（令和8年度～12年度）　過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住	定住促進事業	町	移住・定住の促進につながる
		ふるさと空き家活用事業	町	移住・定住の促進につながる
		関係人口創出事業	町	移住・定住の促進につながる
		サテライトオフィス誘致推進事業	町	移住・定住の促進につながる
	人材育成	テレワークスキルアップセミナー事業	町	ＩＴリテラシーの向上につながる
		能登高校魅力化事業	町	地域の将来を担う人材の育成につながる
	その他	公益信託能登町エンデバーファンド21助成事業	町	継続的なまちづくり活動につながる
		過疎地域持続的発展事業	町	過疎地域の全体の発展につながる
		官民連携センター運営事業	町	中間支線組織の設置推進につながる
2　産業の振興	第１次産業	水田対策指導事業	町	農業の活性化につながる
		担い手育成農業機械整備支援事業	町	担い手の育成につながる
		ブルーベリー振興対策事業（ﾌﾞﾙｰﾍﾞﾘｰ普及ｾﾝﾀｰ）	町	農業の活性化につながる
		農業振興作物産地強化促進事業	町	農業の活性化につながる
		世界農業遺産活用推進事業	町	農業の活性化につながる
		肉用牛・乳用牛振興奨励事業	町	畜産業の活性化につながる
		漁業振興対策事業（漁船取得、共済、保険、漁場保全等補助金）	町	漁業の活性化につながる
	商工業・６次産業化	海洋深層水振興事業	町	産業の育成につながる
		雇用促進支援事業	町	人材の確保につながる
		創業・継承支援事業	町	産業の振興につながる
		地域資源活用ビジネス支援事業	町	産業の振興につながる
		中小企業持続化補助金事業	町	産業の振興につながる
	観光	観光情報発信事業	町	滞在型観光の推進につながる
		観光誘客促進事業	町	滞在型観光の推進につながる
		観光誘客宿泊助成金	町	滞在型観光の推進につながる
		地域づくりイベント補助事業	町	滞在型観光の推進につながる
	企業誘致	社宅整備事業	民間等	企業誘致につながる
		新規産業の創出・産業連携の促進事業	民間等	企業誘致につながる
		宿泊施設立地助成金事業	民間等	企業誘致につながる
	その他	クラウド型ポイントサービス推進事業	町	地域キャッシュレス決済の推進につながる

事業計画（令和3年度～7年度）　過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住	定住促進事業	町 定住協	移住・定住の促進につながる
		関係人口創出事業	町 定住協	関係人口の創出が、将来の移住・定住の増につながる
	地域間交流	大会合宿誘致事業	町	交流人口の拡大と将来の関係人口創出につながる
	人材育成	共創ワークショップ開催事業	町	人材育成によって地域課題の解決やビジネス創出につながる
		能登高校魅力化プロジェクト	町	地域の将来を担う人材の育成につながる
	第１次産業	担い手育成農業機械整備支援事業	町	将来の担い手の育成につながる
		ブルーベリー振興対策事業（ﾌﾞﾙｰﾍﾞﾘｰ普及ｾﾝﾀｰ）	町	地域農業の活性化につながる
		農業振興作物産地強化促進事業	町	地域農業の活性化につながる
		担い手育成型スマート農業推進事業	町	地域農業の活性化につながる
	商工業・６次産業化	海洋深層水振興事業	町	産業の育成につながる
		雇用促進支援事業	町	人材の確保につながる
		定住促進支援事業	町	人材の確保につながる
		創業・継承支援事業	町	産業の振興につながる
		地域資源活用ビジネス支援事業	町	産業の振興につながる
		商工会振興補助事業	町	産業の振興につながる
	観光	観光情報発信事業	町	交流人口の拡大につながる
		観光誘客促進事業	町	交流人口の拡大につながる
		観光誘客宿泊助成金	町	交流人口の拡大につながる
		レンタカー利用者宿泊助成金	町	交流人口の拡大につながる
		インセンティブ助成事業	町	交流人口の拡大につながる
		民間飲食施設魅力向上支援事業	町	交流人口の拡大につながる
3　地域における情報化	情報化	電子自治体推進事業	町	行政のデジタル化により住民利便性の向上につながる
	その他	ＩＣＴ支援員配置事業	町	交流人口の拡大につながる
4　交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	町営バス運行事業	町	将来にわたる地域公共交通の確保につながる
		生活路線バス等運行維持対策事業	町	将来にわたる地域公共交通の確保につながる
		予約制乗合タクシー運行事業	町	将来にわたる地域公共交通の確保につながる
		のと里山空港利用促進事業	町	のと里山空港の存続につながる
	交通施設維持	バス待合所維持管理事業	町	将来にわたる地域公共交通の確保につながる
5　生活環境の整備	危険物設置撤去	遊休施設解体事業	町	景観保全や安全の確保につながる

3　地域における情報化	情報化	地域情報化推進事業（インターネット委託）	町	地域の情報化推進につながる
		新しいデジタル自治体の推進事業	町	住民の利便性向上につながる
4　交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	生活路線バス利用促進事業	町	地域公共交通の確保につながる
		予約制乗合タクシー運行事業	町	地域公共交通の確保につながる
		のと里山空港利用促進事業	町	空港の存続につながる
	その他	自主清掃活動推進事業	町	呼応通安全の推進につながる
		免許証自主返納事業	町	交通安全の推進につながる
		高齢ドライバーサポート事業（運転免許更新補助）	町	交通安全の推進につながる
5　生活環境の整備	環境	ごみの収集業務効率化事業	町	地域の環境保全につながる
	防災・防犯	自主防災組織育成事業	町	地域防災力の向上につながる
		自主防災リーダー育成事業（防災士）	町	地域防災力の向上につながる
		消防団活動維持事業	一部事務組合	地域防災力の向上につながる
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	子ども医療費給付事業	町	子育て支援の充実につながる
		ひとり親家庭医療費給付事業	町	子育て支援の充実につながる
		すこやかあかちゃんお祝金給付事業	町	子育て支援の充実につながる
		放課後児童健全育成事業	町 民間等	子育て支援の充実につながる
		児童ｾﾝﾀｰ運営事業（こどもみらいｾﾝﾀｰ、まつなみｷｯｽﾞｾﾝﾀｰ）	町	子育て支援の充実につながる
	高齢者・障害者福祉	配食サービス事業	町	高齢者福祉の充実につながる
	健康づくり	がん検診事業	町	健康寿命の増進につながる
		健康増進事業	町	健康寿命の増進につながる
		障害者医療費助成事業	町	安心した生活と自立につながる
7　医療の確保	自治体病院	看護師等修学資金事業	町	地域医療の確保につながる
		病院経営安定補助事業	町	地域医療の確保につながる
8　教育の振興	義務教育	ＩＣＴ教育推進事業	町	ＩＣＴ教育の推進につながる
		スクールバス管理運行事業	町	教育環境の平準化につながる
		通学費補助事業	町	教育環境の平準化につながる
	生涯学習・スポーツ	テニスのまちづくり推進事業（藤波運動公園指定管理費）	町	交流人口の拡大につながる
		能登町まちづくり合宿等助成金事業	町	交流人口の拡大につながる
		星のふる里発信事業（満天星）	町	青少年の健全育成につながる
		公民館地域活性化事業	町	地域住民の社会教育推進につながる
		美術館維持管理事業（羽根万象美術館）	町	地域文化の振興と継承につながる
		空き家解体事業	町	景観保全や安全の確保につながる
		珠洲市能登町環境衛生組合閉鎖施設解体負担金	珠洲市	景観保全や安全の確保につながる
	防災・防犯	自主防災組織育成事業	町	地域防災力の向上につながる
		防災備蓄品整備事業	町	地域防災力の向上につながる
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	子ども医療費給付事業	町	子育て支援の充実につながる
		ひとり親家庭医療費給付事業	町	子育て支援の充実につながる
		すこやかあかちゃんお祝金給付事業	町	子育て支援の充実につながる
	高齢者・障害者福祉	配食サービス事業	町	高齢者福祉の充実につながる
		生活支援ハウス運営事業	町	高齢者福祉の充実につながる
		地域生活支援事業	町	高齢者福祉の充実につながる
	健康づくり	特定健診・特定保健指導事業	町	健康寿命の増進につながる
		がん検診事業	町	健康寿命の増進につながる
		母子保健事業	町	子育て環境の確保につながる
		健康増進事業	町	健康寿命の増進につながる
7　医療の確保	自治体病院	医師修学資金事業	町	地域医療の確保につながる
		看護師等修学資金事業	町	地域医療の確保につながる
8　教育の振興	義務教育	ＩＣＴ教育推進事業	町	ＩＣＴ教育の推進につながる
	高等学校	能登高等学校支援事業	町	能登高校の存続につながる
	生涯学習・スポーツ	テニスのまちづくり推進事業	町	交流人口の拡大につながる
	その他	廃校舎解体事業	町	景観保全と跡地の有効活用につながる
9　集落の整備	集落整備	ふるさと空き家活用事業	町	空き家の増加抑制と移住者の住宅確保につながる
		空家等解体事業	町	集落の安全と景観保全につながる
10　地域文化の振興等	地域文化振興	「能登町の歴史・文化・自然」刊行事業	町	文化振興に対する機運の醸成につながる
11　再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光発電システム設置補助事業	町	過程における再生可能ｴﾈﾙｷﾞｰの利用促進につながる
12　その他地域の持続的発展に関し必要な事項	鳥獣被害対策	鳥獣被害防止対策事業	町	農地と生産者の保護につながる

	その他	廃校舎解体事業	町	景観保全と跡地の有効活用につながる
9　集落の整備	集落整備	空き家等対策事業（危険空き家解体補助）	町	安全な暮らしと景観保全につながる
10　地域文化の振興等	地域文化振興	デジタルアーカイブ推進事業（町村史）	町	郷土愛の醸成と利便性の向上につながる
11　再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	Ｃｏ２削減関連事業	町	再生可能エネルギーの利用促進につながる
12　その他地域の持続的発展に関し必要な事項	―	―	―	―

議案第５５号

能登町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第３条第１項の規定により、能登町の特定の事務を取り扱う郵便局を別紙のように指定するため、同条第３項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

別紙

１　指定する郵便局の名称及び所在地

名　称　能都郵便局

所在地　石川県鳳珠郡能登町字宇出津ナ字３４番地１

２　指定する郵便局で取り扱う事務の範囲

（１）署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行・更新の受付

（２）個人番号カードに設定された暗証番号の初期化

（３）申請者から受領した署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書申請書類等の保管及び送付

（４）（１）～（３）に付帯する事務

３　指定の期間

令和８年４月１日～令和９年３月３１日

議案第５６号

能登町固定資産評価員の選任について

次の者を能登町固定資産評価員に選任することについて、地方税法第４０４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

１　住　所

２　氏　名

３　年　齢

議案第５７号

能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を能登町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

１　住　所

２　氏　名

３　年　齢

議案第５８号

能登町教育委員会委員の任命について

次の者を能登町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年３月６日提出

石川県鳳珠郡能登町長　吉　田　義　法

１　住　所

２　氏　名

３　年　齢